

CLAIR SUMMARY

海外事務所だより(5)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、ベルギー、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル、EU関係
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 014 (December 27, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團 法人 自治体国際化協会

調査部

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外事務所だより(5)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、ベルギー、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル、EU関係
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 014 (December 27, 1996)

1	ニューヨーク事務所-----	1
(1)	アメリカ合衆国の最近の動向-----	1
①	ウィスコンシン州で福祉廃止を目指す改革法が成立-----	1
②	ニューヨーク州、教育水準向上を目指し理事テストの一律実施を決定-----	2
③	ニュージャージー州、学校区間の支出格差是正計画を発表-----	2
④	ニューヨーク市長、新年度の緊縮予算案を発表-----	3
⑤	マイノリティ多数選挙区の違憲判決で広がる困惑-----	4
⑥	三権分立の徹底による加州「三振アウト法」の規制力緩和-----	5
⑦	コネチカット州最高裁、公立学校の人種分離に違憲判決-----	5
⑧	ニューヨーク州予算成立の記録的遅延と医療費の規制緩和-----	6
⑨	連邦福祉受給権を廃止する歴史的な福祉改革法案が両院を通過-----	7
⑩	福祉改革法案成立の政治的意義と政府間関係への影響-----	8
⑪	事業改良区(BID)の統制問題とニューヨーク市の累積債務問題-----	9
(2)	カナダの最近の動向-----	10
①	連邦消費税(GST)と州消費税(PST)の統合の動きについて-----	10
②	経済停滞に苦しむニューファンドランド州の新予算-----	11
③	オンタリオ州が打ち出したワークフェアプログラム-----	11
④	アルバータ州の緊縮財政政策と黒字処理-----	12
⑤	オンタリオ州の所得税減税-----	12
⑥	オンタリオ州における財産税評価の標準化-----	13
⑦	財政再建に貢献したアルバータ州ディニング蔵相、民間へ転出-----	14
2	ロンドン事務所 -----	15
①	政府、EU通貨同盟参加をめぐり国民投票実施を公約-----	15

② 移民法改正審議－上院が修正案可決 拷問被害者に特例 -----	15
③ 老人福祉法改正「入所ケアは個人の責任」-----	16
④ 失業減少傾向続く－国立統計局発表-----	16
⑤ 移民にもっと英語教育を－基本的職能局が提案-----	16
⑥ 労働党、地方分権政策で後退－2議員が抗議辞職-----	17
⑦ 入国管理法改正－難民申請者への福祉手当受給条件締め付けへ-----	17
⑧ 「主要市長を公選に」ブレア労働党首が提言-----	18
⑨ 欧州通貨統合問題について、大蔵委員会が提言-----	18
⑩ IDカード意匠決まる-----	19
 3 パリ事務所 -----	20
(1) フランス-----	20
① 97年度予算案～予想される公務員の大幅削減-----	20
② 社会保障改革の行政命令案、閣議提出-----	20
③ 県も増税の方向-----	21
④ 市町村長は職業税の引き上げを望む-----	21
⑤ シラク大統領、97年からの減税実施を約束-----	21
⑥ 96年度予算：税収、300億フラン減-----	22
⑦ 地方税：大幅増税の可能性-----	22
⑧ 公務員部門で「早期退職」の検討進む-----	23
⑨ ジュペ首相、若年者雇用会議開催-----	23
⑩ 地方財政監査会は、地方自治体財政状況に関する第1回レポート を提出-----	24
⑪ 行政改革の大枠明らかにされる-----	24
⑫ 機動隊、アフリカ人不法滞在者を強制退去-----	25
⑬ 大統領、不法移民に対して断固たる態度-----	25
⑭ アヴィニヨン、財政再建の見通し-----	26
⑮ 「イラクの主要取引国」の地位回復を狙うフランス-----	26
⑯ フランス国民負担に占める所得税圧、先進国中最低-----	27
⑰ 政府、減税を打ち出す-----	27
⑱ 97年度予算案、閣議で決定される-----	28
⑲ 仏失業者、8月に大幅増加-----	29
⑳ 96年度の地方税、大幅引き上げ-----	29
(2) ベルギ-----	30
(3) スイス-----	30
(4) イタリア-----	30
① 公共事業に民間活力導入-----	30
② 来年度予算案、「欧州税」を導入へ-----	31
(5) スペイン-----	31
① 政府新税の導入を検討-----	31
② 1万人の不法滞在者に滞在許可証発給-----	32
③ 超緊縮型の97年度予算案、閣議決定される-----	32
(6) ポルトガル-----	33
① 移民労働者の身分合法化を決定-----	33
② 地方自治強化の方向で制度改革-----	33
③ 地方自治強化法案を可決-----	33
(7) EU関係-----	34
① 欧州の財政健全化政策はプラス-----	34
② 1995年のEU域内GDP成長率2.4%-----	34

4	シンガポール事務所-----	35
(1)	シンガポールの概況-----	35
(2)	マレイシアの概況-----	38
(3)	インドネシアの概況-----	39
(4)	タイの概況-----	40
(5)	フィリピンの概況-----	41
5	ソウル事務所-----	43
①	地方自治関係-----	43
②	ソウル市内のゴミ処理場建設問題など-----	43
③	ソウル特別市の「96交通総合対策」発表-----	43
④	地方自治実施1年-----	44
⑤	公共料金の値上げ-----	44
⑥	全州市長選の実施-----	44
⑦	ソウル市長就任1周年記者会見-----	45
⑧	ソウル市の有給補佐官制度条例-----	45
⑨	慶尚南道蔚山市の広域都市昇格問題-----	45
⑩	日・韓海峡沿岸市・道・県知事会議-----	46
⑪	北東アジア自治団体会議-----	46
⑫	ソウル市の混雑通行料-----	47
⑬	釜山国際映画祭の開幕-----	47
6	シドニー事務所-----	48
①	クイーンズランド州の各自治体の年度会計報告の状況-----	48
②	ビクトリア州のインフォメーションサービス促進計画-----	48
③	ニューサウスウェールズ州政府がボランティア保護の特別立法措置-----	49
④	クイーンズランド州で住民が自治体の分割を要求-----	49
⑤	連邦政府が移民者への各種サービスの提供を取りやめ-----	49
⑥	ボブ・カーNSW首相、連邦政府の推進する地方自治体の合併推進政策に反論-----	50
⑦	ジェネラル・マネージャーの高額な報酬-----	51
⑧	新年度予算案発表に向け連邦政府と州政府のかけ引きが本格化 州政府・地方自治体に対する物品税免除措置を廃止する連邦政府案に州政府反発-----	51
⑨	連邦政府新年度の移民政策の方針を発表-----	52
⑩	移民対象の英語学習クラスの閉校が相次ぐ-----	52
⑪	総合経済改革の動向-----	53
⑫	州政府における総合経済改革への取り組み-----	54
⑬	連邦政府が地方自治体への交付金の増額を発表-----	54
⑭	シドニー地域における高齢化社会への進行-----	56
⑮	連邦政府、新年度予算案を発表-----	56
⑯	通信ケーブルに関する論議の中、自治体は課金を計画-----	56
⑰	経済効率性が向上すれば地方自治体の合併は不要-----	57
⑱	旅行業界が自治体の観光資源政策につき警告-----	57

クレアサマリー「海外事務所だより」シリーズは、各事務所から適宜送付されるニュースをサマリーとしてまとめて1冊の冊子にしたもので、できる限り最新情報を掲載することとしています。編集等によるタイムラグがあることについては、ご容赦ください。

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

① ウィスコンシン州で福祉廃止を目指す改革法が成立(1996年4月分)

ウィスコンシン州の福祉支出を廃止し、これを雇用援助制度に置き換える法案が、4月25日、トニー・トンプソン知事により署名され成立した。トンプソン知事は、1987年の知事就任以来、福祉受給期間への上限設定等により、受給者の35%減少に成功しているが、今回の立法は米国の社会政策に画期的な変化をもたらすものとして注目を集めている。

新プログラムは、ウィスコンシン・ワークス(Wisconsin Works,略称W-2)と称され、州の福祉制度を就労プログラム、職業訓練、民間雇用主への補助金制度に転換することを企図している。すなわち、現在の福祉受給者の多くは、民間部門で就労するか、州が提供するコミュニティーサービス事業に従事するか、福祉受給者の雇用と引き替えに補助金を交付される民間雇用者の下で働くことになり、就労不能の人々には、障害者等を対象とした連邦プログラムであるSSI(Supplementally Security Income)の補助金を支出することが想定されている。ただし、新制度の下においても、収入によっては児童保護、医療保険給付やフード・スタンプの支給は引き続き認められている。

トンプソン知事は、このプログラムの実施には、当初は現在の年間福祉支出額を4千万ドル上回る3億4千万ドルの経費を要するものの、長期的には受給者が自立した納税者になることにより税金の節約が図られるとしている。この立法に対しては、福祉受給者の怠惰な生活を助長する従来の福祉制度に不満を持つ一般市民からは支持が強い一方、貧困者が就労を拒否した場合のその子どもへの影響や、低賃金労働の強制に対して懸念を表明する関係者も少なくない。

なお、新プログラムは1997年秋に発効する予定であるが、連邦福祉プログラムであるAFDC(Aid to Families with Dependent Children)実施のための交付金を新プログラムに向けることを前提としているため、その実施には連邦法免除の承認が必要である。福祉の全面改革を公約とするクリントン政権は、連邦レベルでの福祉改革については未だに議会と合意に達していないものの、既にウィスコンシン州を含む37州に対し、各州独自の福祉政策に基づく実験的施策ができるよう何らかの免除を与えていたところであり、今回のウィスコンシン州の大胆な試みに対しどのような判断を下すかクリントン大統領の姿勢が試されることとなった。

② ニューヨーク州、教育水準向上を目指し理事テストの一律実施を決定 (1996年4月分)

ニューヨーク州の教育理事会(Board of Regents)は、4月24日、公立高校の全生徒に厳格な「理事試験(Regent Exam)」の受験を義務付け、これに合格することを卒業証書取得の条件とする計画を決定した。この計画は、リチャード・ミルズ州教育長官によって考案されたもので、過去10数年間において最も重大な州教育政策の転換になると受けとめられている。

理事試験はもともと、大学による高校卒業生の学力評価基準として1879年に開発されたもので、合格者に交付される卒業証書は「理事証書(Regent Diploma)」と呼ばれる。一方、大学に進学せず地方学校区が交付する「地方証書(Local Diploma)」の取得を希望する生徒のために、1970年代初めから「能力試験(Competency Exam)」が理事会によって実施されている。現在、高校卒業生の約4割は理事証書を取得し、残りのほとんどの生徒は地方証書を取得しているが、このことは、高い学力が期待される生徒と、低い学力が許容される生徒という二つの階層が形成されることを意味し、教育水準向上を阻むものとして近年その弊害が指摘されていた。

新制度は、今秋から7年間かけて段階的に導入される計画であり、州教育委員会協会、教員組合を始め関係者は、学力水準向上のためにはより困難な試験の適用が必要という基本的考えに賛意を表明している。

しかし、新制度は、試験に備えるためのカリキュラムの刷新、それに応じた教師の再研修、授業日数の増加等を学校区の多くに求めることになるため、教育費用の大幅な上昇が予想される。また、障害者や恵まれない生徒の比率の高い都市の学校区では中退が激増するとの懸念も強い。ミルズ教育長官は、州議会及びパターク州知事に対し計2億7千9百万ドルの州補助金の増額を要請しているところであるが、特に貧しい学校区を支援するため、予算削減の続く州財政の中からいかに補助金を捻出するかが、新制度成功の大きな鍵となりそうである。

③ ニュージャージー州、学校区間の支出格差是正計画を発表(1996年5月分)

公教育の提供機関である地方学校区は独自財源を地域内の財産税に依存しているため、米国では、地域の富裕度の違いが学校区間の教育支出に著しい格差を生む結果をもたらしている。この格差は州憲法に規定された平等原則や教育の機会均等に反するとして全国各地で州政府を相手取った訴訟が提起されてきた（1995年までに計13州の最高裁が州の学校財政制度を違憲と判決している）。

ニュージャージー州においても25年前に訴訟が提起されて以来、1973年と1990年の2度にわたり財政制度が違憲判決を受け、歴代の知事は学校区間の支出均衡化に向けた州補助金の再配分に努力を傾けてきた。しかし、これらは依然不十分であるとして裁判所の承認を得るに至ってはおらず、本年9月を期限として州最高裁は新たな分配方式の

考案を州政府に命じている。

こうした中、同州のホイットマン知事は、5月17日、学校区への補助金の2億3千5百万ドル増加を伴う新財政計画を発表した。財源確保のために州所得税を創設した3代前のバーン知事や、110億ドルの所得税増税（これは知事再選失敗の要因となった）を行ったフロリオ前知事と異なり、ホイットマン政権の計画は新税や増税を伴わず、補助金配分のための厳密な金額計算から生徒の学習内容に焦点を移す「カリキュラム基準」を採用した点に特徴がある。

新方式の下では、「カリキュラム基準」達成のため州が必要と考える生徒一人あたりの年間平均コストは 8285 ドル（現在の州内平均支出より 143 ドル少ない）に設定されている。この水準以上の課税基盤を有する学校区は基本的に州補助金を受けることはできず、これ以上の支出を行う学校区には超過金額について住民投票による承認を受けることが義務付けられている。新しい配分方式導入により、州内 595 学校区のうち 3 分の 2 では補助金額が現在より増加し 3 分の 1 では減少する。その結果支出が 8285 ドルの水準を下まわる学校区であっても、生徒の州内テストの成績が悪い場合を除き、州政府が財産税増税による支出水準引き上げを学校区に求めることはない。

現在の支出レベル維持に必要な住民投票による予算承認が反税感情によって否決されることを懸念する裕福な学校区がある一方、最初に訴訟を提起した原告の「教育法センター」は、8285 ドルの水準と州の補助金総額は学校区格差の是正には極めて不十分と批判している。新計画実施のためには補助金額の増減という異なる選挙区事情を抱える州議会議員の承認が必要であり、最終的には州最高裁がこの計画を受け入れるか否かという大きな問題が待ち構えている。

④ ニューヨーク市長、新年度の緊縮予算案を発表(1996年5月分)

1970 年代の財政危機以後、80 年代の経済回復に支えられて膨張を続けてきたニューヨーク市の予算は、94 年のルドルフ・ジユリアーニ市長（共和党）就任とともにその伸びが抑制されたが、5 月 9 日、同市長が市議会に提案した 327 億ドルの 1996-97 年度（1996 年 7 月 1 日～97 年 6 月 30 日）予算案は、市の全部局にわたる支出削減を伴い総額で今年度比 7 千 8 百万ドル減となる緊縮予算となった。

今年 1 月に発表された当初の予算案（財政計画）と比較すると、今回の予算案には事業税等の急激な減税策の緩和、本年 12 月に終了期限を迎える 12.5% の個人所得税割増税の延長などが折り込まれた一方、歳出面では経費増嵩とりわけ教育庁の経費増を反映して総額が 311 億ドルから 327 億ドルへと 16 億ドル増えたものとなった。また、楽観的過ぎると非難を受けたニューヨーク州政府からの補助金予測（4 月 1 日に始まる州予算は 5 月末現在、未採択のままである）を後退させ、帳簿上のからくりを削減したことは、現実的な措置として市債格付け会社や財務監視団体から評価を受けている。しかし今回の予算案では、西暦 2000 年における赤字予測が 1 月時点の 52 億ドルから 29 億ドルに

縮小されたものの、短期的な赤字を埋めるために、今年度からの繰越金、年金基金への出資額の減、未徴収の財産税徴収権の譲渡、市テレビ局ライセンスの売却など一時的な措置や危険な前提に頼っているため、依然として潜在的な赤字解消には不十分との批判もくすぶっている。

ジュリアーニ市長は、過去2年間で2万2千人（約9%）の市職員を削減し、政府の規模縮小と減税による市経済の競争力強化を目指してきたが、新年度にはさらに市立病院を中心とした3～4千人の人員削減を計画しており、公共サービス水準の維持を巡る予算審議の舞台は民主党議会との厳しい交渉の場に移されることになった。

⑤ マイノリティ多数選挙区の違憲判決で広がる困惑(1996年6月分)

連邦最高裁は、6月13日、5対4で「ノースカロライナ州第12、テキサス州第18・29・30各連邦下院議員選挙区は、合衆国憲法の平等保護条項に違反する人種性ゲリマングティングの産物である」と述べこれを無効とする判決を下した。

上記4選挙区の区割りは、1990年のセンサス結果に基づく議員定数の再配分後実施されたもので、マイノリティ（黒人またはヒスパニック）の代表増加という公民権法の趣旨に従い、連邦司法省の指示のもと州政府が行ったものである。これらの選挙区はマイノリティ住民が多数を占めるよう歪な形で線引きされているため、不満を抱いた白人選挙民がこれを違法として訴えていた。なお、昨年6月には、ジョージア州で同様の選挙区が最高裁から違憲判決を受けている。

ノースカロライナ州のケース（ショーワレノ（ハント）事件）については、1993年「黒人多数の選挙区は、州の重大な利害に関わり、かつ、その利害に綿密に適合した場合にのみ正当化できる」として最高裁がこれを地方裁に差し戻した。これを受けた地方裁が「公民権法の遵守と、1901年から92年までの間黒人が国会に代表を選出できなかったという差別の結果の排除とが州の重大な利害であり、区割りはこの利害に適合したもの」として区割りを是認したのに対し、今回の最高裁判決は「理論上どんな正当化が可能であっても160マイルに及ぶ細長い形の選挙区は、州の目標達成に綿密に適合しているとは言えない」としてこれを退けた。

テキサス州のケース（ブッシュ対ベラ事件）について、州政府は、伝統的な現職保護及び党派政治という要因が不規則な形をもたらしたのであって、人種が区割りに支配的な役割を果たしたものではない、と主張した。これに対し、違憲を主張した5人の判事のうち3人（多数意見）は、人種が他の要因よりも支配的な要因となっている点を、他の2人（同意意見）は、支配的要因であるか否かにかかわらず人種が考慮されていること自体を違憲理由としている。

この結果、地方裁判所は今年11月の総選挙について、現行の選挙区で行うか（既に現行選挙区に基づき両州の予備選挙は終了している）、州議会に新たな区割りを命じるか、裁判所自ら線引きを行うかの判断を迫られることとなったが、決定的な区割り基準が不明

確なこともあり、今回の判決は真近に迫った選挙の実施方法に対する戸惑いを生んでいる。

⑥ 三権分立の徹底による加州「三振アウト法」の規制力緩和(1996年6月分)

カリフォルニア州最高裁は、6月20日、全会一致により「判事は、法定の刑期が厳しすぎると考える場合には被告の前科を無視する権限を有する」と述べ、同州の「三振アウト法」の強制力を実質的に弱める判決を下した。

1994年3月に発効し同年11月の住民投票で72%の支持を得たこの法律は、重罪犯(felon)に対し2度目の犯罪時には通常の2倍の刑期、3度目の犯罪時には25年から終身の刑期を課すことを骨子としている。この規定は、過去の2度の重罪(felony)が重大または暴力的なものであれば、3度目の重罪が窃盗などいかに軽微なものであっても、検察が短期の刑を承認しない限り発動されるため、同法は全国20州及び連邦の三振アウト法の中でも最も厳しいものとみなされている。その結果、カリフォルニア州では同法制定以来犯罪率が13.4%低下する一方、同法による懲罰的な刑の宣告件数は、麻薬所持罪に対するものが、強姦、誘拐、殺人罪に対するものの2倍に上る状況となっている。

しかし、今回州最高裁が直接問題としたのは、量刑の公正さについてではなく、州憲法が規定する権力分立原則の違反であり、判決は「行政府に属する検察庁のみが累犯者の前科を無視する権限を有するという同法の規定は、刑期の決定という伝統的な判事の司法権を侵すもの」と断じている。この判決は遡及的効力を持つため、同法の下で今までに禁固刑を宣告された推定1万6千人の大部分の者が、裁判官は州憲法の保障する刑に関する裁量権を奪われていた旨主張し再審を請求することが可能となる。しかし、今回の判決は検察・裁判所間の刑に関する権限の再調整を意図するものであって直ちに犯罪者の刑期縮減を意味するものではない。

三振アウト法制定の推進者であった同州のウィルソン知事は、その効力回復のための法改正または住民投票実施を示唆し、ジョーンズ州務長官は「判事は、州民の安全保護よりも自身の領域保護に関心を持っていることを示した」と判決を批判している。

一方で、刑務所の維持費用は西暦2000年には州予算の18%に達すると予測され(立法分析局調査)、投獄費用の急上昇を招く同法を疑問視する声も根強く、今回の判決は効果的な犯罪対策の在り方についての再論議を促すものとなりそうである。

⑦ コネチカット州最高裁、公立学校の人種分離に違憲判決(1996年7月分)

コネチカット州最高裁は7月9日、4対3により、ハートフォードの公立学校における人種的孤立の状況は、人種分離及び差別からの公民権保護と無償の公教育保障を定めた州憲法に違反するとの判決を下した(シェフ対オニール事件)。

1960～70年代を中心に白人中流家庭が大量に郊外に転出した結果、州都ハートフォードには貧しいマイノリティ(黒人及びヒスパニック)が残され、市内の公立学校にはマイノリティ生徒の極端な集中(95%)が生じた。同市校区は多額の州補助金のおか

げで生徒一人あたり支出額では州内最高水準にあるにもかかわらず、州標準試験の得点では最下位にある。この状況は州憲法が保障する教育機会の平等の侵害にあたるとして7年前に市内の生徒の親たちによって提起されたのがこの訴訟である。

被告の州側は、人口移動が原因で生じた事実上の人種分離や社会的経済的問題を反映した低い試験点数は公立学校制度の責任ではないと主張したが、判決は、因果関係は重要ではなく人種分離自体が有害であるとし、市内と郊外の学校間の人種格差是正を州知事と州議会に命じた。この判決は、意図的な差別を是正する場合を除き、政府による人種割合の目標設定は許されないとした最近の連邦最高裁判例と対立するため、州議会が今回の命令に従った結果、連邦裁判所の異議に直面することもあり得る。判決は、ハートフォード市域と学校区域の一致が公立学校の人種分離の構造的要因であるとしているが、同州では学校区はすべて市町村区域と一致しているため同様の状況下にある他の大都市に判決の影響が及ぶ可能性も強い。

ローランド知事は、できるだけ早期に判決に従った行動をとる旨誓約したものの、住民の抵抗が激しい学校区外への強制バス通学や学校区区域の変更は否定している。事実上の人種分離が違憲とならないよう州憲法改正することも選択肢の一つであるが、生徒の居住地を問わない地域的なマグネットスクールや市内生徒の郊外の学校への入学許可など、現在実施中の任意的手段を拡大することが当面の対応策になるとみられ、判決は是正の具体的方法、目標、期限に言及していないこともある、即効的な解決策の考案は困難な状況である。

⑧ ニューヨーク州予算成立の記録的遅延と医療費の規制緩和(1996年7月分)

ニューヨーク州の今会計年度予算（1996年4月～97年3月）は、3月31日の期限を104日経過した7月13日に漸く成立した。これで12年連続となっていた同州の予算遅延は、94、95年の記録（68日）を塗り替える最悪のものとなった。

このような大幅な遅延が生じた背景には、連邦政府予算の成立遅延の影響のほか、パターキ知事（共和党）が提示した政策変更案が予算交渉と複雑にからみ、州議会（上院共和党、下院民主党）との合意作りが難航した経緯がみられる。

最終妥協案では、知事の提案していたメディケイド、高等教育、福祉分野の予算カットの多くが復活され総予算額は昨年度を若干上回る660億ドルとなり、福祉給付への期限設定、暴力的犯罪に対する保釈廃止等の法案は未成立に終わった。他方で、病院診療費及び労働災害補償制度の改正、環境公債法の成立（同法は11月に州民投票に付される）が得られたことは知事の成果に挙げられる。このうち病院診療費制度の改革は、州による医療診療制度の改革は、州による医療費規制を廃止して、市場原理を導入し、低コストとサービス向上を図ろうとするものであり（これで料金規制を残す州はメリーランド州のみとなる）州民医療への大きな影響が予想される。

新制度が発効する97年1月以降、各保険会社は診療金額を直接病院と交渉し決定する

ことが可能となる。また、保険会社は従来、加入者（被保険者）とは無関係な貧困者向け慈善治療や実習医研修の費用を医療費に上乗せすることにより負担してきたがこの負担義務は廃止され、その代替措置として、保険会社及び大雇用主を対象とした、診療費及び保険プランの契約者数に基づく2種類の新税が創設され、費用負担問題の解決が図られた。

この制度は、雇用主が広範な保険を保険会社から購入することをやめ経費節減のため従業員に質を落とした独自の保険を提供することを促進するうえ、HMO（健康管理機関）が有していた診療費交渉の独占権を奪うため、HMOにとっては脅威となる。また、基盤の弱い病院がサービスカットや閉鎖を迫られる心配もあり、全米一高い同州の医療費の削減政策の裏では、医療機関の生存競争の激化は避けられそうにない。

⑨ 連邦福祉受給権を廃止する歴史的な福祉改革法案が両院を通過(1996年8月分)

大恐慌下の61年前にルーズベルト大統領（民主党）によって創設された連邦福祉政策を根本的に転換する福祉法案が、7月31日に下院328(共230民98)対101(共2民98他1)で、翌8月1日に上院を78(共53民25)対21(共0民21)で通過し大統領に送付されることとなった。この法案は、下院、上院がそれぞれ7月18日、23日に可決した法案を基に両院協議会で作成された統一修正案であるが、法案の改善を評価したクリントン大統領が下院の採決直前になって署名の意向を表明したため、約半数の民主党議員が賛成に回り大差での可決となった。法案の骨子は次のとおりである。

1) 要扶養児童家庭扶助(Aid to Families with Dependent Children=AFDC)

- ・連邦政府が子どもを持つ貧困家庭への現金支給を保障したAFDC(受給者1,280万人)

を廃止し、替わって各州が受給資格を設定し独自の福祉プログラムを実施できるよう州に包括補助金を交付する。

- ・福祉給付には生涯5年間の制限を設ける。州は、5年より短い期間を設定することができ、過酷な状況下の者には5年の制限を免除することもできる（受給者の2割が限度）。

- ・健常者には受給開始2年後までに就労開始を義務付け、拒否者には給付を打ち切る。受給開始2か月後には、州はコミュニティサービス従事を求めることができる。
- ・18歳未満の未婚の母が受給できるのは、大人と同居し学校へ通う場合に限る。

2) フードスタンプ（食料券）

- ・働いていない健常な大人で子供のない者がフードスタンプを受けられる期間を3年間につき3か月に限定する。レイオフされた者については、別途3か月間受領可能とする。

3) メディケイド（貧困者向け医療扶助）

- ・福祉(AFDC) 資格と連動していたメディケイドは現行基準のまま連邦保証として継続する。州の新基準により就労自立した者にもその後1年間はメディケイドを提供

する。

4) 移民

- ・市民権未取得の将来の合法移民には、入国後5年間、フードスタンプ、補助的所得保障(supplementary security income=SSI)等多くの連邦援助の支給を禁止する。

今回の改革は、貧困基準を満たせば必ず保証された連邦福祉のエンタイトルメント（受給特権）を廃止したこと及び福祉運営の権限を州へ大幅に委譲したことに画期的な意義がある。包括補助金化されず連邦エンタイトルメントとして残されたフードスタンプも大幅に削減され、移民への援助制限等とあわせて今後6年間で550億ドルもの節約効果が見込まれている。

⑩ 福祉改革法成立の政治的意義と政府間関係への影響(1996年8月分)

ニューディール以来の連邦福祉政策の転換となる福祉改革法案は、8月22日の大統領署名によって正式に成立し、10月1日から発効することになった。

昨年12月と今年1月の2度にわたり、共和党提案の改革法案を厳しすぎると非難し、拒否権を発動したクリントン大統領は、今回再度の拒否か署名かという重要な決断に迫られていた。改正案に対する最大の批判は、両親の行為（児童保護の怠慢や不就労）によって百万人以上の子供が犠牲になり貧困に陥るという点にあったが、大統領は7月31日の時点で署名の意向を表明した。大統領は「フードスタンプ削減や（納税義務を負い兵役にも服する）合法移民への福祉制限は法案の重大な欠陥である」と批判したもの、福祉家庭の子供のデイケア予算の増額やフードスタンプ、メディケアの統一的な連邦受給資格の維持には辛うじて成功し「この法律によって依存の循環を断ち切るためのかつてない機会が提供される」と述べ署名を正当化した。

この決断はリベラル議員や公民権推進者、福祉関係団体を憤慨、落胆させたが、何らかの福祉改革を望む圧倒的多数の国民の要望に応えるもので、「我々の知っている福祉を終らせる」という92年選挙戦での大統領の公約が履行されることになった。改革法成立は、大統領を署名に追い込んだ共和党議会の政治的勝利を意味する一方、大統領を福祉改革の妨害者と批判してきたドール氏から大統領選挙の大きな争点を奪い、大統領の政治的立場を強化するものともなっている（それだけに原則を放棄した政治的便宜主義との大統領批判もある）。

分権と不可分の形で議論され、州への権限委譲を実現したこの福祉改革には、州や自治体に莫大なコストを転嫁する可能性があることが問題となっている。特に、州憲法で「州は州議会の定めるところにより貧困者に援助、保護、支援を提供する責任を持つ」旨規定しているニューヨーク州では、連邦補助金がカットされても、5年の期限を越える福祉支給や合法移民への援助を継続する必要があることが指摘されている（同州の現在のAFDC経費負担割合は、連邦50%、州25%、カウンティ及びニューヨーク市25%）。中でも貧困層や移民が集中するニューヨーク市（AFDC受給者は全米一の85万人）では、1

5万人の受給者削減実績のあるジユリアーニ市長が「補助金の減額分に加え、受給者の就労を可能にする職業訓練、雇用創出や児童保育の経費によって、年間7億2千万ドルの新たなコスト負担が生じる」と主張し、新制度に強い反発姿勢を示している。

⑪ 事業改良区(BID)の統制問題とニューヨーク市の累積債務(1996年9月分)

ニューヨークのジユリアーニ市長は、9月14日、事業改良区(Business Improvement District=BID)による公債発行、銀行からの借り入れを今後禁止するとの方針を発表した。

BIDは、区画内の財産所有者に課す特別税をもとに、衛生、保安、社会サービス、設備改良事業などを行う準公共的団体であり、1000以上のBIDが北米で活動中と推定されている。1980年の州法及び1982年の市条例によって創設されたニューヨーク市のBIDも、現在34団体を数え合計で4千2百万ドルの予算を有するまでに成長している。商業地区の事業者が中心となって設立されるBIDは、自治体法令に拘束されず創造性を發揮し、財政的余裕のない自治体に替わって都市環境の改善、生活の質向上、産業振興に貢献してきた。こうした評価の一方で、その増大する影響力ゆえにBIDの改革を求める声も強まっている。ニューヨーク市の場合、BIDの設立、予算、起債には、市の承認を必要とするものの、予算執行、業務内容に関しては市はほとんど統制力を持たず、BIDの権力濫用に対する公的監督体制も弱い。また、BID運営は事業者によってコントロールされ、事業者への家賃支払いや物品購入等を通じて間接的に税を負担する住民には発言権がないという問題点がある。

同市が公債の発行禁止を決定した背景には、BIDの大規模事業遂行を困難にし影響力削減を図るという意図の他に、市全体の累積債務の抑制という必要性がある（市はBIDの債務不履行に法的責任は負わないものの、その債務は市の累積債務として計算される）。これには、同市の累積債務は「課税可能な市内不動産価値の1割」という州憲法が定めた上限に近づきつつあり、市長は資金調達のための新機関「市社会基盤融資公社」創設の承認を州議会に要請中という事情が関連している。

今回の決定には議会の承認は必要なく、市内最大のBID「グランドセントラルパートナーシップ」がメトロポリタン交通局のターミナル駅改築援助のために申請している1070万ドルの起債は却下されることとなった。今後は市の行政サービス全体の中でのBIDの位置付けや責任体制改善についての議論が必要になるものとみられる。

(2) カナダの最近の動向

① 連邦消費税(GST)と州消費税(PST)の統合の動きについて(1996年4月分)

連邦政府のマーチン蔵相はGSTとPSTを統合し、税率を15%とし、連邦には7%分、州には8%分を配分する構想について、各州との個別交渉で実現を図りたいとしている。しかし、州によってはPSTの税率が異なり、ニューファンドランド州においては、PSTが12%でありGSTと統合した場合には、州の取り分が8%となってしまうため、統合により年間約1億ドルの減収となる。このため同蔵相はGSTとPSTの統合に当たっては、歳入減に陥る州には、連邦政府からその減額分を補填する旨表明している。

しかし、(参考)に示したように、ニューファンドランド州などの東部諸州については、現行税率が8%を超えており、一本化するには莫大な補填資金を必要とすることとなる。

これに対して、ハリス・オンタリオ州首相は「オンタリオがこの提案に賛成することは絶対にない。」旨表明し、反対の意向を表明している。

また、民間のシンクタンクもGSTとPSTの統合案について、新税は、PSTが免除されている多くの物品にも課税されることになり、納税者の軽減になるとは考えられない旨の報告書を出している。

この統合問題については、既に、ニューファンドランド、ニューブラウンズウィック、ノバスコシアの3州は統合に賛成し、PSTのないアルバータ及びオンタリオ、ブリティッシュコロンビアの3州は強硬に反対している。

このような経過の中で、4月23日の国会で同蔵相は、(1)税率は15%とし、連邦7%、州8%で配分する(2)97年4月1日より施行する(3)従来GSTの課税されなかったサービス(例、電気料金)にも課税する(4)徴税事務は連邦に一元化する、旨のGST、PST統合案を発表した。

国会における論議の中で、野党議員が、93年度総選挙当時の与党自由党的政策綱領の内容と今回の統合にそごがあり、公約違反を非難して審議が混乱しているが、今後の国会審議及び反対している各州の対応が注目される。

(参考) 各州のPSTの税率の状況

ニューファンドランド	12%	マニトバ	7%
ノバスコシア	11%	サスカチュワン	9%
プリンスエドワードアイランド	10%	アルバータ	0%
ニューブランズウィック	11%	ブリティッシュコロンビア	7%
ケベック	6.5%		
オンタリオ	8%		

② 経済停滞に苦しむニューファンドランド州の新予算(1996年5月分)

ニューファンドランド州のポール・ディックス蔵相は、5月16日、500人の政府職員削減と広範な支出削減を特徴とする1996-97年度予算を発表した。この政府縮小による雇用喪失は、全国最大の累積債務と全国平均の2倍の失業率(18.3%)を抱える人口57万3千人の同州に大きな影響を与えるとみられている。

予算編成にあたり、連邦移転支出の削減、主要産業であるタラ漁業の閉鎖に伴う失業率上昇や人口流出によって、2億9千万ドルの歳入不足に直面したディックス蔵相は、これを1億4千万ドルの政府支出削減と1億5百万ドルの歳入増加策によって、4480万ドルに縮減することを目指した。新予算における支出削減措置には、20の州委員会の統廃合、政府部局による支出削減、市町村及び大学への補助金削減等が含まれ、新たな歳入源としては、使用料の値上げ、連邦政府からの前払い金、所得税付加税等が組み込まれている。

今回の予算案を、1949年のニューファンドランドのカナダ加盟以来最大のレイオフであると厳しく批判する公的部門労組に対し、ディックス蔵相は、赤字削減と政府サービスの維持の間に均衡を図ることが重要であり、鉱物発見や沿岸石油プロジェクトによって収入が生み出されれば状況は改善すると反論する。しかし、石油プロジェクトが完成し公的サービスの削減が続ければ9千人の雇用が失われ失業率は19.4%に上昇し、税収は5千8百万ドル減少すると予測されるなど、新会計年度についてのあらゆる経済指標は悲観的なものであり、ニューファンドランド州がこのような困難な状況を克服する明確な方策を有しているとは言い難い状況である。

③ オンタリオ州が打ち出したワークフェアプログラム(1996年6月分)

オンタリオ州政府は、6月12日、65歳未満の健常な福祉受給者(子供を持つ片親家庭は除く)に対し福祉給付と引き替えに、市町村が実施するテーブル制作、道路清掃、老人ホーム入居者への読書等、最高週17時間のコミュニティサービス(コミュニティ改善計画)従事を義務づけるワークフェアプログラム(略称オンタリオ・ワークス)を発表した。同州の全福祉受給者120万人中このプログラムの対象者は30万人に上ると見込まれ、既に類似のプログラムを実施しているアルバータ、ケベック、ニューブランズウィック各州のものと比べると対象者が最も多く、コミュニティサービスへの従事拒否者には福祉が打ち切られるという強制力を持つ点が、同州のプログラムの特徴となっている。

新制度は、福祉経費に対する市町村への州補助金の割合を現行の5割から8割へと引き上げたうえ、1998年までに全市町村がワークフェアプログラムを確立することを求めている。パイロット事業としては、本年9月から州内20市町村においてプログラムは開始されるが、最大の福祉受給者数を抱えるメトロポリタントロント市がこの事業への参加を辞退したことについて、デービット・ツボウチ州社会サービス相は「ピール、ハミルトンという他の2つの主要地域がパイロット事業に参加しているので、都市部の状況把握に

支障はない」旨述べ、新制度成功への自信を示している。

同プログラムに対しては、福祉受給者を受け入れるだけの民間部門の雇用増加が伴わない限り、肝腎の受給者削減という効果は期待できないだけではなく、コミュニティサービスにおける極端な低賃金労働は一般の雇用を脅かすとの批判があるが、ツボウチ社会サービス相は、同プログラムは福祉受給者の依存の悪循環を断ち切り、就労に必要な技術、自信、つてを獲得させる重要な第一歩になるとその意義を強調している。

④ アルバータ州の緊縮財政政策と黒字処理(1996年7月分)

カナダ各州の財政状況は過去5年間に大幅に好転しており、本年度までに10州中7州が予算の均衡化達成に成功しているほか、残りの3州も2000年までには均衡を図る計画を持っている。

10州中最も劇的な転換を遂げたのがアルバータ州で、現政権発足当時の1993年には州内総生産の4.7%にあたる34億ドルの赤字を抱えていたが、過去3年間にわたる緊縮財政政策の結果、本年6月末には11億3千2百万ドルの黒字を生み出すことに成功した。

ラルフ・クライン州首相は、6月25日、1995-96年予算作成時の見込み額5億5百万ドルの倍以上の黒字を生み出した旨発表したが、これはクライン政権発足後30億ドルの支出カットを実施してきた努力の成果であることは明らかである。

同州は、現政権発足前は州民一人あたり支出額が10州中最高であったが（アルバータに次いで、オンタリオ、サスカチワン、ブリティッシュ・コロンビアの順であった）、クライン州首相の厳しい支出削減の結果、96-97年時点で10州中3位（現在トップがブリティッシュ・コロンビア、次いでケベック）となった。石油、ガス収入の好調な伸びと所得税収の見込み以上の増額という歳入面の好条件も緊縮財政政策とあいまって黒字を生み出すこととなった。

黒字額は全て州の負債の償還に充当すべき旨州法で定められているため、クライン州首相は法律どおり措置する方針を示しているが、野党側からは同法を改正し、余りにも厳しい支出カットで影響を受けた教育、医療支出の復元に充当すべきであるとの反対意見も示されている。

⑤ オンタリオ州の所得税減税(1996年7月分)

カナダでは7月1日がカナダ・デイの建国記念日で休日であったが、この日からオンタリオ州の所得税減税が実施された。同減税は去る5月7日に発表された州予算の主な柱の一つとなっている。減税は7月1日から州所得税を連邦所得税の58%から54%へ削減するものであり、さらに来年の1月1日からそれを49%に、99年には40.5%まで削減しようとするものである。

これにより、例えば、2万5千ドルの所得で単身者の場合では2.30ドル／週の減税

で96年中には60ドルの減税になり、子供2人の家族で60万ドルの所得のある者は、8.50ドル／週で96年中の減税額は221ドルとなる。

しかし一方、60万ドル以上の高額所得者層については、「医療費の公平負担」という政策目標のため、その減税額は、医療保険付加税の増額と相殺されることとなった。

イブス蔵相は、減税効果が消費支出を通じて経済を刺激することを期待している。さらに、ハリス州首相も、財政を健全にし、増税により賄った事業を減らし、将来の減税で生活の質を向上させることは州民に必要なことであり、さらに経済の回復には、消費者の自信が必要であると述べるとともに、北アメリカ大陸への輸出の強化や、欧州やアジアへの新規輸出事業の開発を促している。

⑥ オンタリオ州における財産税評価の標準化(1996年8月分)

去る7月4日、オンタリオ州では1998年1月1日から全州的に新しい財産税の評価方式、即ち実勢価格評価方式を採用する旨、自治体担当アル・リーチ大臣より発表がなされた。

従来の市場価格評価方式に替えて実勢価格評価方式を導入し、全州的に評価手法の統一、標準化を図ろうとするものである。市場価格評価方式は、1970年に同州で採用されたが、その施行にあたって具体的評価手法は各自治体の任意に委ねられることとなっていた。このため、当時、826自治体（市町村及び学校区）のうち、トロント、リッチモンドヒル、マーカム等メトロトロント地域の有力自治体を含む70団体が1970年以降再評価を実施しないままとなっていた。

特にトロント市では、1940年代の価格を用いて1954年に再評価が行われて以降そのままとなっており、40年以上も放置されているため、実勢との著しい格差が生じている。他方、トロント周辺団体では現行の市場価格評価がなされているため、近郊地域間で評価額の大幅な格差、従って税負担の著しい不均衡を生じる結果を招いている。今回、そのような不均衡を是正するため、評価の標準化が図られることとなった訳であるが、来年新制度に移行すると、評価額の大上昇を生じることは必至となろう。

このため、メトロトロント区域内の自治体では、家屋所有者の強い反発を意識して、制度変更に反発する議員が多いが、しかし、評価替えにより評価が下がり、税負担が低下する者も50%程度生じるであろうと見込まれている。例えば、従来アパートメントは独立家屋の4倍も高い評価がなされ、従ってその税負担が家賃に反映して高くなっていたが、実勢評価すればそれらは低下するものとみられている。また、メトロトロントでは事業用資産は居住用資産の3倍高く評価されているため、今後その面での不均衡も解消していくとみられるが、レフェレンダムにより州の計画を挫折させようとする動きもあり、なお実施に移るまでの曲折が見込まれる。

⑦ 財政再建に貢献したアルバータ州ディニング蔵相、民間へ転出(1996年9月分)

アルバータ州の蔵相として3年間厳しい歳出カットを推進しカナダ10州中最大の赤字をかかえていた同州の財政を立て直したジェームズ・ディニング蔵相は、9月19日蔵相を辞任し、民間部門に転出する意向を表明した。カナダの州蔵相は州首相に次ぐナンバー2の公職であり、実際ディニング蔵相はクライン首相の後継者と目されていただけに、これを借しむ声が強い。

同州はディニング氏が蔵相となった1992年当時GDPの4.7%にあたる34億ドルの赤字をかかえており、その再建は極めて困難とみられていた。このため、当時蔵相就任希望者はほとんどおらず、ディニング氏に白羽の矢があてられた。1993年の選挙でクライン政権が勝利続投することとなり、ディニング蔵相のもとで以後極めて積極的な財政再建政策が推進されることになった。

具体的には、20%の歳出カットと2年後における州予算赤字の解消を打ち上げ、これを実行したのみならず、黒字財政への転換に成功した。本年(1996年)6月末、クライン首相が発表したところでは、同州の黒字は見込額の5億5百万ドルの倍近い11億3千2百万ドルに及ぶに至っている。

かくして12年ぶりにアルバータ州の財政均衡を達成したほか、同州では赤字財政を禁止する一方、黒字は負債(過去の赤字)に充当することとする州法の成立にも成功し、カナダ中からその手腕が賞賛されていた。ディニング氏の辞任は進歩保守党内の勢力関係に起因するとみられる一方、厳しい財政再建努力に取り組んだ割に報われない公職より民間の方が待遇が遥かに良いという事情も否定できないようである。

2 ロンドン事務所

① 政府、EU通貨同盟参加をめぐり国民投票実施を公約(1996年4月分)

メージャー首相は4月3日、欧洲連合(EU)の経済通貨統合の受け入れをめぐって国民投票を実施することを、次期総選挙の公約に盛り込むと表明した。投票は、保守党政府が通貨同盟を決定した場合に行われる。国家の重要決定に国民の賛否を仰ぐのは、EC加盟をめぐる1975年の国民投票以来。かねてより国民投票に反対し、実施すれば辞任もあるとほのめかしてきたクラーク蔵相は、投票を支持する反欧洲派の懐柔を図る首相らに押し切られた形だ。

しかし一方で蔵相は、首相らの妥協を得ることに成功した模様。具体的には、

- 国民投票の実施は、次期国会中に通貨同盟参加の決定がされた場合に限り、それ以後については適用されない。
- もし政府が同盟参加を決定した場合、内閣は共同責任を負い、その後に実施される国民投票で参加反対を唱える閣僚は辞任させる。

との約束を取り付けたとされる。

今回の決定で党内の反欧洲派と統合推進派の対立をひとまず抑えたかにみえるメージャー首相だが、単なる多数決ではなく賛成可決の最低ラインを60%とすることや、広範にわたる他のEU政策についても国民投票を望む声が早くも反欧洲派から出ており、今後の成り行きが注目される。

② 移民法改正審議－上院が修正案可決 拷問被害者に特例(1996年4月分)

上院は4月23日、移民法改正案の修正案を多数決で可決。英国への政治亡命を制限しようとする政府政策は大きな打撃を受けた。

法改正の目的は、政治亡命扱いが必要ない「安全」国をリストアップし、これら諸国からの難民申請手続きに制約を設け、事実上受け入れを制限することにある。

「安全」国リストには、インド、パキスタン、ガーナ、キプロス、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア等が含まれるものとみられる。

今回の修正案は、自国で拷問を受けたと妥当な主張を行う者や、拷問が報告された国の申請者で自国で弾圧されるおそれがある者を、改正法の制限の適用外とするもの。移民法改正審議はこれで、下院に差し戻されることになった。

一方、政治亡命申請者にとって危険な第三国への送還を禁止する、野党提出の修正案は、採決なしで通過する見込みだ。

③ 老人福祉法改正「入所ケアは個人の責任」(1996年5月分)

ドレル保健相は5月7日、高齢者の老人ホーム入所コスト負担に関する福祉改革案を発表。これに対し野党から「政府は高齢者を裏切った」との非難が続出した。

政府の統計によれば、現在国民の5人に1人は定年退職後長期の入所施設ケアを必要とする可能性があり、1人当たりのコストは年間2万ポンドに達する見込み。現行制度では、1万ポンド以上の資産がある人はコストの一部負担、資産額が1万6千ポンドを上回る場合は全額負担が義務づけられており、支払いのため家の売却を余儀無くされるケースが多い。

保健相は長期の入所ケアは個人の責任であるとの観点に立ち、国は「従来通り安全網を提供する」一方、国民に対して「資産に保険をかけるか、終身収入を保証する積立貯蓄を行う、または介護を必要とする場合に増額が可能な年金に加入するかの3つの選択肢を与える」、1997年をめどに実施することを発表した。

影の保健相ハリエット・ハーマン労働党議員は、政府案は年金生活者の負担をさらに重くするだけだと反発した。

④ 失業減少傾向続く－国立統計局発表(1996年5月分)

国立統計局(ONS)の発表によると、4月の季節調整済み失業者数(ただし、失業手当給付者のみ)は前月比で3,200人の減少、過去5年間で最小の2,183,500人になった。失業率は変わらず7.8%。

ONSの分析によると、4月は障害者手当給付者のうち、約5,000人が失業手当給付対象者に切り替わったこと、狂牛病騒ぎによる失業、年度末で企業が新たな雇用を控えたことなどのために一時的に失業減少傾向が鈍ったものの、実際には、ここ6カ月と同じく毎月約10,000人の減少という基調は続いているという。

なお、これらの失業者のうち6カ月以上の失業者の割合は全失業者数の56.34%で過去4年間で最も低い水準。また2～4月期に1年以上の失業者数は前四半期より9,700人減少し、全体の36.3%にあたる806,300人となった。これらの数字から、長期失業者をめぐる状況は好転していると言えそうだ。

なお、3月の産業部門別雇用数では、このところ不振の製造業で雇用者数が2月より2,000人減り、過去11カ月で最低の3,835,000人を記録した。

⑤ 移民にもっと英語教育を－基本的職能局が提案(1996年6月分)

移民に英語を教えるのは植民地的だとする発想を改めて、彼らが英国で職を得られるように移民への英語教育を充実させるべきだと、基本的職能局が呼びかけた。

同局の調査によると、香港やインド亜大陸からの移民のうち、用紙に氏名や住所を書き込むだけの基本的英語力さえ持たない人は、約45万人と推定される。また、クルド人やタミル人、旧ユーゴスラビア人やソマリア人の難民の多くは、本国で高い教育を受けたに

もかかわらず、それが生かせるだけの英語力を持っていない。

ウェルズ局長は「これまで我々は植民地支配の歴史に対する反動で、移民に英語を押し付けることに慎重になってきた。だが、英語を身につけないと、移民や難民はますます弱い立場におかれてしまう。この問題を真剣に考えなかつたことは、国としての落ち度だ」と話している。

⑥ 労働党、地方分権政策で後退－2議員が抗議辞職(1996年6月分)

労働党は、政権樹立の曉にはスコットランドとウェールズに地方議会を設立すると言うこれまでの政策を翻し、決定は住民投票にゆだねると発表、これに反発した議員2人が党の要職を辞任した。

労働党は当初、地方分権を政策綱領の柱に掲げ、政権樹立後ただちにスコットランド議会設立に動き出すと公約していた。しかし、地方政府の重層化は増税につながるとする保守党の「タータン・タックス・キャンペーン」の効果を重くみて、地方分権の原則は支持するとしながらも、まず住民投票にかけて民意を問う方針に変更した。住民投票は「スコットランドに議会があればいいと思うか」と「スコットランド議会は課税徴収権を持つべきか」の2つの質問からなり、単純過半数で可否を決めるつもりだ。

これに対しスコットランドおよびウェールズの独立支持派は、党首脳部の「朝令暮改」を激しく批判。労働党スコットランド問題担当副スポーツマンのジョン・マカリオン氏と、元下院議員でスコットランド立憲議会の会長を務めるユーイング卿の2人が、抗議辞任した。

ブレア党首は、政権獲得のためには現実路線を取らざるをえないことを強調して独立支持派の説得を図ったが、バックベンチ議員からはブレア氏の「専制ぶり」「無定見」に対する不満の声が噴出し、新生労働党の真価がますます問われている。

⑦ 入国管理法改正－難民申請者への福祉手当受給条件縮め付けへ(1996年7月分)

「難民」と偽って入国する外国人が福祉諸手当を簡単に受け取るのを防ぐ規則が、政府の手で復権された。

上院はこれに先立ち、入国管理法の修正を決議し、難民申請者が審査期間中に生活保護や住宅手当などの福祉手当を受けやすくするために、英国入国から3日以内に難民申請をすれば福祉手当を受けられるとする修正動議を可決。これに対し下院は7月16日、反対295票、賛成274票で修正案を否決した。

政府は、難民申請者が福祉手当を受けられるのは、あくまでも入国の当日に難民申請をした場合に限るとしており、否決の音頭を取ったリリー社会福祉相は「3日も猶予を与えた日にはニセ難民の取り締まりも何もあったものではない。」と語った。現在、英国入国から3日以内に難民申請をした外国人のうち、難民と認定されるのは3.5%に過ぎない。通常、審査の結果が下るまでには数年かかる。上院の修正案が成立すれば8,000

万ポンドの追加予算が必要になると試算されていた。

しかし、保守党議員からのリリー批判も厳しく、コーマック議員は「単なる福祉手当の問題ではなく、難民に対して寛大な国という英國の声価が問われている」と語った。

⑧ 「主要市長を公選に」ブレア労働党首が提言(1996年7月分)

ブレア労働党首は7月23日、地方自治体関係者の会合で国内主要都市に公選市長を置くべきだと提言した。

公選市長は権力集中を生みやすく地方の民主主義が侵されるとして、地方議員の間では反対論が強く、影の内閣のドブソン環境相も乗り気ではない。しかしブレア党首は、最近のストラスクライド大学による公選市長に関する調査で一般市民の70%が賛成している点を指摘し、「選挙を通じて地方民主主義を助長し、住民が町の将来構想を議論する機会を得られる」と強調した。

一方で同党首は、過去17年間保守党に抑えられてきた地方財政を、労働党政府が一挙に緩める意図のないことを明らかにした。国庫からの補助はあくまでも実績に基づくとし、効率化を図るため地方財政に達成目標を制定し、毎年、会計検査院がこれを監査すべきだと主張した。

ブレア氏はこの他、カウンシル・タックスの上限規制と強制競争入札制度(CCT=自治体業務の民営化) の撤廃を確約した。

⑨ 欧州通貨統合問題について、大蔵委員会が提言(1996年8月分)

超党派で構成される下院の大蔵委員会はこのほど報告書をまとめ、欧州単一通貨問題に対するメジャー首相の日和見的な態度は英國の利益を損なっているとして、早急に態度を決めるよう求めた。

同報告書は、1999年の実施を目指す単一通貨に英國が第一陣として仲間入りする場合、政府は時期国会中に関連法案を提出しなければならない、としている。現内閣がこのまま待ちの姿勢を続けると、単一通貨に対する姿勢を明確にしないまま総選挙を迎えることになる。

折から、保守党右派の急先鋒であるレッドウッド議員は、通貨統合への不参加、公共支出大幅削減を柱とする独自の政策綱領を今秋にも打ち出すことを明言、大蔵委員会の報告書発表は、同議員の訪米と期を一にしている。その目的は、歐州が超国家的な連邦となるのを防ぐべく、米共和党と共同戦線を張るために説得を図ること。

政府は、内閣が単一通貨参加を指示した場合には、国民投票を実施するとの条件で参加の可能性を留保し、かろうじて党の分裂を回避している。現状では保守党が次期総選挙で再選された場合、99年の通貨統合に参加する公算が大きいが、通貨統合の第三段階が求める中央銀行の完全独立を期限内に達成するためには、次期国会中に関連法を整備する必要がある。

⑩ IDカード意匠決まる(1996年8月分)

来年導入が予定されている任意制身分証明書(IDカード)に英國の國旗であるユニオン・ジャックを添えるかどうかを巡って保守党内で内輪もめが生じていたが、メジャー首相の介入で決着し、22日に最終的な意匠が発表された。

これによると、

- IDカードだけの場合は英國國旗と王室の紋章
- 運転免許証だけの場合は英國國旗と青地に12の星のマークの歐州連合(EU)の旗
- 両方兼用の場合はこれらすべて

を印刷することになる。ただし、北アイルランドでは現行の王室紋章付きの運転免許証を2001年まで使用できる。

これに先立ってメイヒュー北アイルランド相は、英國國旗はアイルランド独立派の感情を害するとして、IDカードへの使用に反対していた。それとは別に、運転免許証にEUの旗を使用することにも歐州連合懷疑派から反対意見が出ていた。

IDカードの発行手数料は10～15ポンド、運転免許証兼用の場合は20ポンド前後となる。これらはEU域内で旅券として使える。

(英國に関する記事は「英國ニュースダイジェスト」を参考にした。)

3 パリ事務所

(1) フランス

① 97年度予算案～予想される公務員の大幅削減(1996年4月分)

ジュペ首相は5月14日、15日に97年度予算案の大枠を国会に提出する。財政赤字3%の目標を達成するには、97年には赤字幅は2500億 Franc に留めなければならず、増税が不可能な状況とあっては、400億～500億 Franc の節減が必要となる。大蔵省は節減幅の数字を挙げるこは目下控えているが、方向としては雇用面での節減が一つ挙げられる。種々の雇用援助はこの4年間で2倍の額に拡大したため、複雑でコストが高く効果が薄いという雇用援助措置が見直されることは必至だ。もう一つは住宅援助である。収入条件無しに給付されている大学生への家賃援助も改めて問題となりそうだが、全体としては人に対する援助と建物に対する援助が重なる部分の見直しが焦点となる。公務員に関しては、大蔵省は、公務員賃金は96年の凍結後だけに97年度は引き上げられるべきと考えているが、この場合、賃金総額の拡大を防ぐため、人員削減は避けられない。退職者2人のうち1人は後任無し（国家公務員は3万人が減少）という声もあるが、これに関して大蔵省は現在のところ肯定はしていない。

② 社会保障改革の行政命令案、閣議提出(1996年4月分)

社会保障制度公庫の組織、開業医、病院に関する3つの行政命令（オルドナンス）案が4月24日の閣議に提出される。RDS（社会保障負債返済税）の導入と財政改善緊急措置に関する2つのオルドナンスは2月前に採択されているが、今回の3つにオルドナンスが社会保障制度改革における最後のものとなり、昨年11月に制度改革が発表されてから5ヶ月という早さで予定のオルドナンスの手続きが全て完了することになる。病院に関しては、地域単位で設立される管理組織とそれぞの病院の間で交わされる協定により支出を抑えること、開業医に関しては、支出抑制と併せて診療環境の改善が柱となる。また、現在一定条件を備えた病人にし支給されない治療手帳が、将来的には国民全員に義務づけられるのも改革の一つとなる。社会保障制度組織に関しては、労働組合側と経営者側の「平等」が改革の中核となる。

オルドナンスは、ジュペ首相の意向で5月中に国会の承認という手続きがとられるが、政府が当初案より内容を厳しくしていることから（特に医療支出に関する部分）、バラデュール派議員（与党内の野党的な立場で財政赤字の拡大を懸念）を始め与党議員の批判はそれほど大きくはないと思われる。ただし、医療関係者と労働組合の反発は大きく、開業医は3つの組合が24日には休診又は無料診療の呼びかけ、労組FOの集会、社会問題省

職員のスト、医療部門のCGT（労働総同盟）の集会といった示威行動が展開される。一般医組合では最大のMGFは、医療支出目標をオーバーした場合の処罰に当たる組織に開業医代表を参加させると、最近政府が譲ったことで、示威行動には否定的である。

他方、国民議会では国会が毎年社会保障支出の上限を決めるという社会保障会計のステータスの変更に関する審議が始まる。社会保障制度に国会が介入を認めるために必要な憲法改正は2月22日に両院合同会議で決定したが、このステータス法案では具体的に国会介入のあり方が規定される。

③ 県も増税の方向(1996年4月分)

仏経済誌レ・ゼコーの調べによると、フランスの県当局は増税の方向にある。最近地域圏当局及び大都市の増税傾向が明らかになったが、県も社会保障負担の増大に伴い課税圧力を増大させてている。

直接税の引き上げ率は平均3.2%、主要財源である職業税^{注1}を10%以上引き上げる県もいくつかある。

④ 市町村長は職業税の引き上げを望む(1996年4月分)

1997年度予算の編成が始まる。23日、フランス市町村長協会(AMF)は、1997年度予算に関して、過去に国からの要望に応じて地方自治体が支出の抑制又は拡大を行った時と同様、国による地方公共団体への財政支援に関する政府の確約を求めた。そのため、ドルヴォワイ同協会会长は、この要求を伝えるため、ジュペ首相、アルトュイ蔵相、そしてペルベン公務員相との会見を望んでいることを表明した。

同協会では、「国からの財政支援が昨年度のような状況では、多くの市町村において、急激な支出の増加に対する地方財政の切迫が表面化してきており、それゆえ、各市町村長は職業税の税率の引き上げを望んでいる。このままでは多くの市町村において、投資部門または経常部門の経費の支出が抑制されることになる」としている。

さらには、「地方公共団体には新たな政策を実施するための予算が必要であり、とりわけ職業税の税率引き上げ(0.35%から1%)が不可欠である」「この税率の引き上げにより40億 Franc以上の税収が見込まれる」と予想している。

⑤ シラク大統領、97年からの減税実施を約束(1996年5月分)

5月7日はシラク大統領が昨年の大統領選挙で当選してから丁度1年目に当たるが、同日付けのル・モンド紙上で大統領はこの1年間を振り返ると同時に今後の展望を語った。この長いメッセージにおいて大統領は、「国民の多くにとって期待する変化は遅々として進まない」と認めながらも、改革は抜本的に最後まで実施するとの意思を確認し、

^{注1} 職業税：毎年1月1日現在で職業活動を行っている者を納税義務者とし、給与所得者としてではなく職業活動を営む自然人及び法人を課税客体として市町村、県、州が課す税。地方税収全体の3割程度を占めている。（（財）自治体国際化協会「フランスの地方行財政のあらまし」より）

改革の分野として、社会保障、住宅、都市、公共サービスの近代化、軍と軍需産業、通信などを挙げている。

注目されるのは、97年からの減税実施を約束する発言で、5日のRPR（共和国連合）集会でジュペ首相が示唆した97年からの減税が明確になったことになる。昨年10月シラク大統領が財政赤字削減を最重要課題とした時点で、大統領は2年間は増税はあっても減税はないとの方針を明示していた。予定より早い減税を打ち出すに当たって大統領は、「国民の多くは目下の政策に増税しか見ていない」との判断のもと、「財政健全化のために必要ではあったが、結果的には国民負担率の限界を超えることとなった」と、税金と社会保障負担が更に増えたことが経済活動を圧迫していることを認め、負担の軽減により特に中所得者層の消費活性化を図るとの意向を示している。減税と財政赤字削減を同時に進行させるには支出削減しかなく、大統領は「財政赤字を拡大することなく97年から減税を実施する唯一の道」として「公共支出の削減を更に大幅に進める必要がある」と言明、財政赤字削減の方向としては、他で削減が実施されていない限り、新たな支出は全て凍結すべきとの方向を示した。97年度予算は既にこの指令に沿って予算案作成が始まっているが、現在実施中の種々の援助政策についても、「援助政策」から「自立政策」に方向転換が主張されている。これは予算の枠に留まらない住宅政策、雇用援助といった援助政策の修正を予告するものとして注目される。

⑥ 96年度予算：税収、300億 Franc 減(1996年5月分)

上院では5月22日に97年度予算のオリエンテーション法案審議が行われるが、その準備の過程で作成された報告書によると、96年度予算の執行状況に関して上院財政委員会は悲観的である。ランベール議員の手によるとこの報告では、税収（総額1兆4010億Franc）は当初予定を300億Franc下回ることが予想される。最も見込み違いなのはVAT（付加価値税）で予想より270億Franc下回るとみている。所得税及び法人税はともに、それぞれ20億Francの見込み違いとなっている。この予想からいけば、2880億Francという96年度の財政赤字水準を達成するには、更なる節減措置が必要ということになり、2月にアルチュイ蔵相は200億Francの予算凍結を発表していたが、この200億Francも最終的にカットされる公算が高くなっている。

⑦ 地方税：大幅増税の可能性(1996年5月分)

地価の再検討が予定されているが、これにより1998年秋に課税される地方税が増税となる可能性が大きくなってきた。共和国大統領が来年以降の国税に関して減税を発表する一方、政府は地方税が大幅に増税されるようなメカニズムを引き起こそうとしているものと思われる。1997年度予算方針審議の準備段階で、予算担当大臣ラン・ラスマヌ氏は上院予算委員会において、1998年以降、土地台帳評価の再検討を実施したい意向を明らかにした。以後、この一件はジャン・ピエール・フルカード氏が議長を努める地

方財政委員会に委託され、今までに見解が発表される予定である。地方議員全体の代表機関である同委員会に見解を考慮に入れ、政府は改革案を議会に提出する予定である。だが、この改革案の陰には大きな問題が隠されている。

個人に課税される地方税としては、特に住居税^{注2}と既建築固定資産税^{注3}があるが、その税額は「地価」と呼ばれる課税標準をもとに、地方議会が決める税率を適用することによって定められる。賃貸市場とは無関係であるから、この「地価」という名称に経済的な意味はなく、住居の設備、敷地に環境などの評価を基準として、1970年に税務署が行った難解な計算の産物である。当初、この評価は毎年修正される予定であった。しかし、税務関係者にとっては、そのための労力が大きすぎると判断され、以後、均一的な再評価を繰り返してきたため、現実とはかけ離れた評価となるという結果をもたらしたのである。

地価を再検討しようという動きは以前にもあり、1990年には法案として提出された。しかし、この再検討がもたらす影響を予想した国会議員たちは、1992年以降、同法案を引き出しにしまいこんだのである。同改革は、低家賃住宅居住者にとって、住居税の30%の減税を意味する一方、その他の住民にとっては最高300%の増税が予想されている。

⑧ 公務員部門で「早期退職」の検討進む(1996年6月分)

6月5日に早期退職と雇用創出を検討する労使間作業グループの会合が開かれる。57歳9カ月に達しかつ40年以上社会保障の退職年金を積み立てたものを対象とした早期退職措置を継続又は緩和するかが目下の課題である。早期退職措置は95年9月に導入されたものだが、5月に発表された最初の調査によると、失業保険管理機関のコストは96の場合で、予想の80億 Franc を越える87億 Franc に達する見込みでコストがかさむ一方、同措置の利用者は、6万人と予想の8万人を下回っている。CNPF（フランス経営者全国評議会）では措置の拡大には否定的だが、公務員部門においては、労働時間短縮協議の一環として早期退職問題について夏までに本格的な協議が始まる模様である。公務員の場合は、年金の満額支給に必要な積み立て年数は37年半（民間は93年に40年への延長が決まった。）であり、民間セクターの措置をそのまま援用するには問題があると見られている。

⑨ ジュペ首相、若年者雇用会議開催(1996年6月分)

ジュペ首相は、6月13日に首相府において若年者雇用サミットを開催した。この会議には、政府の関係大臣9人及び労使代表者が出席した。失業者の中でも特に16歳～25

^{注2} 住居税：毎年1月1日現在の家屋の居住者（所有者、賃貸人を問わない）を納税義務者とし、居住用の家屋を課税客体として市町村、県、州が課税する税。地方税収の2割程度を占める。

^{注3} 既建築固定資産税：毎年1月1日現在の既建築固定資産の所有者を納税義務者とし、フランスに所在する建築物及びその用に供される土地を課税客体として市町村、県、州が課税する税。地方税収の2割程度を占める。（以上、前出「フランスの地方行財政のあらまし」より）

歳の若年失業者は、ANPE（職安）登録者だけでも60万人存在するといわれおおきな問題となっているが、首相府では「今年末までの新卒者が、何の解決策も見いだせないまま放置されないようにすること」が目標として、新卒者の職業訓練や進路指導などもシステムを整備するとした。

⑩ 地方財政監査会は、地方自治体財政状況に関する第1回レポートを提出 (1996年6月分)

地方財政委員会(CFL)の監査機関である地方財政監査会が、地方財政状況に関する第1回報告書を提出した。

地方財政委員会会長を務めるジャン・ピエール・クルカード氏は、「地方自治体は国よりも国際情勢にうまく対応したと言える。というのは、地方自治体の方が国よりも財政をよくコントロールできたからである。」と述べた。同氏は、地方財政管理の変動を問題にした地方分権コストの国家負担分に関する大蔵省報告について、”大蔵省職員のミス”を非難した後、マーストリヒト条約の基準から見れば地方自治体の財政状況は全体的に良好であるという事実を再確認した。

同氏はまた、「地方自治体は歳出超過予算の増加に対し、国内総支出(PIB)の0.2%程度は負担している。」と指摘した。

同監査会のレポートの同じ章の中で、同レポートを作成したユール県の上院議員ジョエル・ブルダン氏は、全体的に見て財政的余裕の目安となる地方自治体の貯蓄力は順調に発展しているとの見方を示した。さらに、地方自治体の財政必要額は国内総生産の20%でしかなく、1992年以降低下の傾向にあり、国内総生産の8%を少し切る負債残高は心配すべき状況ではないと明言した。

しかしその一方、監査会が項目ごとに行った分析を見ると、地方財政が不安定になりうる傾向も明らかになってくる。支出面に関して、同レポートは、地方自治体の出費増加(1993年から1995年までの間に5%増)には、3つの原因があるとしている。

まず、1995年度800億 Franc に昇った社会福祉支出は、2年間で15%増加している。

次に、人件費が2年間で12%増加した事実が上げられるが、これは全国地方公務員退職年金公庫(CNRACL)への雇用者負担金額の引き上げによるものである。

最後に、設備投資の縮小が上げられるが、これは、「建物公共事業分野などに活動に損害をもたらすこととなるだろう。」とレポートは報告している。

⑪ 行政改革の大枠明らかにされる(1996年7月分)

シラク大統領の公約の一つである国家制度改革に関してジュペ首相は地方紙「ウエスト・フランス」紙上で大枠を明らかにした。「より簡略、より身近、より近代的な国家」が改革の方向だが、国家制度改革というよりは、行政改革の色合い強く、全体として、小

幅な改革にとどまる見込みである。

「より簡略」の部分では、行政手続きにおいて行政が申請者により早く返答を行うのが改革の中核となる。国民や企業が行政の返答を早く得る権利を規定した法案が7月中に閣議提出され、秋には国会に上程される予定である。「より身近な」部分の焦点は、行政レベルで県を重視するなど地方分権の強化である。行政手続きに関して国民を援助するための公共サービス会館の設置（今秋から設置開始）、中央行政の役人の数を増やすなどの案も含まれる。「より近代的」の部分においては、ジュペ首相は慎重で、「国と役人の関係を変える必要がある。」と言いながらも、公職のステータスを見直す考え方のないことをはっきり示している。改革予算は96年が、中央レベルでは2000万 Franc、地方レベルでも3000万 Francで、予算規模から言っても改革の規模が小さいことが分かる。

⑫ 機動隊、アフリカ人不法滞在者を強制退去(1996年8月分)

滞在許可証の発給を求めてパリ市のサンベルナル教会に立てこもり、ハンガーストライキなどの手段で政府に訴えかけていた300人のアフリカ人不法滞在者の扱いに関して、政府は8月23日朝、機動隊を介入させて、教会からの強制退去措置を決行した。ハンガーストを実施中だった10人は首都圏の病院に収容された。

ジュペ首相は8月22日、コンセイユ・デタ（政府の行政・立法諮問機関と上級行政裁判所を兼ねる）の判断に鑑み、これらのアフリカ人には基本的にフランス滞在の権利はないと言明した上で、政府は各人の状況を個別に検討し、ケース・バイ・ケースで滞在許可証を発給する可能性のあることを表明した。100人前後が滞在許可証を取得できる見通しだが、残りの不法滞在者については国外退去・本国送還措置が適用される。首相の判断を不当だとするアフリカ人不法滞在者は抗議運動の継続を表明していた。

⑬ 大統領、不法移民に対して断固たる態度(1996年8月分)

8月24日^{注4}朝パリ市18区のサンベルナル教会から機動隊により強制的に立ち退かされたアフリカ人不法滞在者（300人中の220人が検挙）のうち、4人は翌日マリの首都バマコ市に向けたチャーター機により既に本国に送還されたが、残りの人々は一旦釈放された。50人から100人には今後滞在許可証が発給される可能性があるが、他の不法滞在者には強制送還措置が適用される見込みである。

シラク大統領は、8月25日夜、バカンス中のブレガンソンで、移民関連法の部分的な修正はあり得るとしても、（不法移民を排除するという）フランスの政策には変化はない」と今後も断固たる態度で不法移民の取締・追放を継続する方針を明らかにした。

^{注4} ⑫で機動隊の介入が8月23日、⑬で不法滞在者の排除が8月24日となっているのは、機動隊が投入され、実際に不法滞在者を排除するまでにかなりの時間を要したことによるものである。

⑭ アヴィニヨン、財政再建の見通し(1996年8月分)

前市長のずさんな財政管理の責任を負うことを嫌って、市長は進んで同市を国の監督下に置くことを決定した。その結果、財政再建に道が開けたことになった。

アヴィニヨン市が財政難から抜け出せる日はまだ遠い。しかし、先日、州会計検査院が同市の市長兼下院議員マリージョゼ・ロイグ（RPR～共和国連合に所属）から提出された財政再建計画を受け入れたことで、同市は財政建て直しの道を歩み始めたといえる。1億2800万フランの負債を抱えたアヴィニオン市議会は1995年に収支不均衡の執行予算をそのまま採択した。そのため、地方長官の監督下に置かれることになったものである（3月13日付けフィガロ）。

地方長官は会計検査院に提訴、検査院はこの春同市に対して今年度予算で3000万フランの節約計画の実施を提案したが、7月に召集された市議会は現在の財政状態では無理と判断。市側は逆に補助金517万フラン、人件費290万フラン、経常収支650万フランの節約を提案し、これに首相が認めた特別均衡補助金900万フランが加えられた。

これらの合計が額が州会計検査員から課せられた額には約500万フラン足りないとはいえ、検査院は同額が検査院から市に提案された額に比較的近いものであること、市が取った措置が重要なものであることなどを考慮して、7月26日付けの同市の措置が十分であるとみなした。

アヴィニオン市の住民一人当たりの負債は28000万フランで、フランスではトップ。同市はこれまでの予算の赤字を3年に渡って埋め合わせねばならず、経常収支（特に人件費）の大幅削減を余儀なくされるには、誰の目にも明らかである。また、地方税の引き上げもやむを得ない。すでに今年住居税は4.5%の上昇を見せていく。

市長は市の財政の立て直しの道が開けたことに安堵の表情を見せている。しかし、施設整備開発費を抑制せざるを得ない同市にとって、将来TGVの駅の建設が予定されているクルティース地区の大規模な整備事業は、早急な決定が待たれているだけに頭の痛い問題となりそうである。

⑮ 「イラクの主要取引国」の地位回復を狙うフランス(1996年9月分)

米国によるイラク攻撃において、フランスは「懸念」という言葉で不支持を表明し、ドイツ、英国と軌道を分かった。フランスのこの政治的なポジションの背景には、80年代にフランスがイラク市場で占めた重要な地位を回復したいという意図が働いている。トタールとエルフがこの3年石油市場で交渉を統けていたが、石油業界に限らずイラク市場の開拓に乗り出しているフランス企業は少なくない。近年3度に渡りイラクに経済使節団を送り込んだCNPF（フランス全国経営者評議会）は97年初めに再度使節を派遣する予定である。AFICE（フランス・イラク経済協力協会）、CCIFI（フランス・イラク商工評議会）といった団体もフランス企業のイラク視察を率いている。

⑯ フランス国民負担に占める所得税圧、先進国中最低(1996年9月分)

9月4日に発表されたOECDの報告によると、フランスの所得税圧は先進諸国中では最も低くなっている。95年の場合で、所得と利益に係る税金は税・社会保障負担全体の17.5%を占めるのみで（国内総生産の44.5%）、ドイツの30%、英国の37%を大幅に下回っている。デンマークでは60%という数字である。他方、社会保障関連の拠出金は総税収の43.3%を占めるが、これはトップとなっている。2位以下はオランダ42.3%、ドイツ39%、米国25%、カナダは17%しかない。フランスでは95年には所得税が軽減され、逆に消費税（VAT）と社会保障関連の負担が増えた。

⑰ 政府、減税を打ち出す(1996年9月分)

ジュペ首相は9月5日20時、首相官邸からのテレビ中継で税制改革について語った。発表によると税制改革5ヵ年計画での減税幅は750億フラン。これは現在の所得税収の4分の1に相当という大きな額である。5年間の引き下げ幅の3分の1は低所得層に関する措置で、現在全世帯の半分が所得税非課税世帯であるが、5年後には非課税世帯はさらに100～150万世帯増える見込みである。

健保制度の財源に関しては、賃金労働者の健保負担（賃金の6.8%）が1.3%引き下げられ、代わってCSG（国民福祉税：現在2.4%）が1%引き上げられる。CSGは現在より課税枠が広がり、貯蓄収人はほぼすべてが課税対象となる（例外はリブレA貯蓄や産業振興貯蓄CODEVIなどわずかとなる）。2.4%は現行通り控除されない（所得として申告する）が、追加分の1%は控除対象となる。

改革の主要ポイント

- ①現在12%から56.8%まで6段階の所得税率のすべてが97年から引き下げられる（12%は10.5%へ、56.8%は54%へ）。97年度の減税幅は増減差し引きで250億フラン。5年後には最低税率は7%、最高税率は47%まで下がる。
- ②現在、納税額の低い世帯には、複雑な計算方式により全額免除あるいは割引が適用されているが、これを段階的に非課税にする。
- ③最初の住宅購入のための借入金の利息に対する税金割引措置（子供がない場合、年間1万5000フランを限度に利息の25%）が今後の新規購入分から廃止される。住宅不動産投資に対する減税措置は97年末で廃止される。
- ④生命保険の新規加入への優遇措置は96年9月5日で廃止。
- ⑤116の職業（大半は現在姿を消した職業）に対する経費としての5～40%の控除を段階的に廃止する。新聞記者、国会職員、パイロット、特殊工具など。

また、首相府はこの日、タバコとアルコールの来年の価格引き上げを確認、また石油製品については、TIPP（国内税）をインフレ率並みに引き上げると発表すると同時に、デ

イーゼル油とそれ以外の石油製品との価格差は縮めないとした。

今回の大型減税は、国民に希望を持たせるのが狙い。ジュペ首相にとっては経済状況の改善に賭ける最後の切り札である。与党RPR（共和国連合）とUDF（フランス民主連合）の方々は発表された改革内容を評価しているが、この先ジュペ政権にとって代わる可能性がある有力者らは、改革の効果に懐疑的な態度を見せるなど、全体としては、これまで声を揃えて求めてきた減税が実現して与党が団結を取り戻したという雰囲気ではない。例えば、バラデュール前首相は、改革発表に先立つ4日、95年に決まった社会保障負担の引き上げを含む増税措置は1200億 Franc に上ったことを指摘し、大幅減税に嫌気のさした国民にとって今度の減税規模は不十分と批判した。マドラン前蔵相も4日、「目下のデフレ圧力に対しては非常に強力な薬が必要だ」と、改革は不十分との考えを示した。社会党では、オランド報道担当が、所得税改革ということは、半数の非課税世帯が無視されることであり、この層にとって昨年9月からのVAT標準税率の引き上げがカバーされないと指摘し、改革は全く不公平だと批判した。より根本的な問題としては、「5年後に所得税が現在の4分の3まで減るが、逆にCSGの比重が大きく増える。公平さに問題が出る」と疑問を呈している。

⑯ 97年度予算案、閣議で採択される(1996年9月分)

97年度財政法案が9月18日の閣議で採択された。減税の方向を示した税制5カ年計画と、財政引き締めという矛盾した要求を満たすため、予算策定は難航した。歳入は1兆2692億 Franc 、歳出は1兆5529億 Franc 。財政赤字は2837億 Franc となり、96年比では40億 Franc 少ないだけだったが、フランス・テレコムからの収入により財政赤字の対GDP比率は3%に圧縮される。国の歳出は実質では96年比1.5%減。国内総生産は8兆1700億 Franc と増加率は96年比2.3%。設備投資（5%増を予想）と輸出（5.1%増を予想）に期待するところが大きく、個人消費は1.4%増の予想にとどまっている。今年の予算案の新しい点は、社会保障の財政予想を示したこと。一般制度（商工業部門）の赤字は300億 Franc と予想される。

歳入：96年より40億 Franc 増の1兆2692億 Franc で名目0.6%増。税制変更に伴う増減を相殺した最終的な減税額は380億 Franc （内250億 Franc が所得減税）。石油燃料の価格は1リットルあたり6サンチーム^{注5}増（96年は13サンチーム増）と引き上げは抑制される。アルコールとタバコ税は60億 Franc の追加収入を見込んで引き上げられる。賃金の健保拠出金の引き下げを補うため1%引き上げられるCSG（国民福祉税）は、70億 Franc の収入をもたらす。VAT収入は6350億 Franc 、3.7%増と予想される。

歳出：1兆5529億 Franc 。インフレ率予想は1.5%で、予算の伸びが実質マイナスとなるのは第五共和制では初めて。大幅に縮小されたのは雇用援助予算で、削減幅は1

^{注5} centime : サンチーム～フランス、スイス、ベルギーの貨幣単位、1 Franc の100分の1。

50億フラン。住宅援助も130億フランの低減。利下げが続くと予想されることから、公共債務の金利負担は2.47%増（96年6.1%増）にまで圧縮されるとみられる。省別にみると教育省1.5%増、司法省1.8%増がまれな予算増組で、国土整備、商業・手工業、産業省を始め大方が縮小組。もっとも、国営企業への交付金は予算枠外で民営化収人により賄われる。

反応：98年に総選挙を控えて、与党内ではまずまずの評価を受けた。シラク大統領は、フランスの単一通貨導入と独仏政策のハーモナイゼーションの面からこの予算案を正当化した。野党陣営では社会党のオランド報道担当が「現実にそぐわず、不公平で経済活性につながらない」と批判、共産党からも「失業がさらに増え、不平等がさらに拡大する」などの批判があった。

金融市場の反応は冷静である。パリ証券取引所では「目標達成は経済状況次第」と慎重。BFCE銀行では「赤字削減が96年度予算のように増税によらず、支出抑制によっている点で正当な予算作り、赤字の縮小幅が小幅な点で現実的」と判断。成長率2.3%は不可能ではないとの見方もある。

⑯ 仏失業者、8月に大幅増加(1996年9月分)

9月27日に労働省の発表によると、フランスの失業者数は8月に3万9500人増えた。7月比で1.3%の大幅増加となる（7月には0.7%減）。ILO基準（月の労働時間が78時間以下の求職者を失業者に含まない）による失業者総数は308万5100人、失業率は12.6%と7月の12.5%から上昇した。1年以上ANPE（職安）に登録している長期失業者の数は2.8%増、全体の34.3%を占める。月に労働時間が78時間以下の求職者の数は、7月には4万5000人増えていたが、8月には3万人減（ともに調整前数値）と大幅に減少。月の労働時間が78時間以下の求職者を失業者とみなす旧方式にとると、失業者数は341万8100人で7月比で0.6%増えた。

㉐ 96年度の地方税、大幅引き上げ(1996年9月分)

所得税減税が発表されたばかりのフランスで、96年度の地方税が大幅に引き上げられる。地方税は、州、県、コミューン（市町村）に納める税金で、住居税、事業税、2種の土地所有税の計4種。引き上げ幅は合計で220～250億フランと見られ、ジュペ首相が発表した所得減税97年度250億フランがほぼ相殺される額だが、地方税は個人と企業の双方が対象であり、所得減税の250億フランと比べるのはあまり意味がない。ジュペ首相は9月9日、RTL（ラジオ局）とのインタビューで、「州、県、コミューンがますます貧困になっている」と述べたように、地方税に関しては政府に直接責任はない。しかし、国民にとっては、国の金庫に入っても、地方自治体の金庫に入っても腹が痛むのは同じ。そもそも、国の政策が地方自治体の負担が増える方向で展開されていることを考えれば政府に責任がない訳ではない。

クレディ・ロカル・ドゥ・フランスが7月に発表した概算では、地方税の引き上げ幅は全国平均で7.4%だが、住居税が一気に2倍になるようなコミューンもある。

(2) ベルギー

① 地方自治体の債務、4.3%減少(1996年5月分)

クレディ・コミュナル・ド・ベルジック(CCB)は5月30日、地方自治体（コミューン、州など）の財政状況に関するレポートを発表した。同レポートによると、地方自治体の95年度の純債務は4936億円ベルギーフランで、94年に比べ4.3%減少した。こうしたことからCCBは、地方自治体は、単一通貨導入の経済基準の達成努力に大きく貢献したことになるとしている。

なお、CCBは、95年度に地方自治体の投資が大幅に減少したと指摘している。93年、94年には、それぞれ前年に比べ25%、10.6%の伸びを記録したが、95年には20%以上も減少した。

(3) スイス

① スイス国民、中央政府の権限強化に反対(1996年6月分)

スイスでは6月9日、中央政府の権限強化に関する国民投票が実施されたが、62%の反対で同案は否決された。同案では、10の閣外大臣ポストの創設で、現在7人の閣僚で構成される中央政府の強化が提案されていたが、経営者団体や右翼政党が、官僚機構の重層化で行政を複雑にする上、年間1000万スイスフランのコストがかかるとして反対に回った。これに対して賛成派は、年間300万～400万スイスフランのコストしかかからないと反論していた。

(4) イタリア

① 公共事業に民間活力導入(1996年7月分)

プロディ内閣は19日、ディピエトロ公共事業大臣が提出した公共事業への民間活力導入に関する法案を閣議決定した。イタリアでは、公共事業がらみの汚職事件が相次いで

摘発されたため、同部門が事実上凍結されており、景気刺激のためにその早期の再開が期待されている。ディピエトロ法案は、民間資本のみによる公共事業の実施に道を開く内容となっている。

なお、公共事業大臣は同時に、大規模土木事業計画を提出した。フィレンツェ・ボローニャ間の高速道路増設やシチリア島と本土を結ぶ架橋計画などを含む野心的な内容だが、連立与党内の環境保護政策などからの反対も強く、今後の調整は難航しそうだ。

② 来年度予算案、「欧州税」を導入へ(1996年9月分)

プロディ内閣は9月27日、1997年度予算案を閣議決定した。通貨統合への参加に必要な経済基準の達成を目標にした「欧州税」の導入が予算案には盛り込まれた。財政赤字を大幅に圧縮する姿勢を政府は内外に示したことになる。

政府のシナリオによれば、歳出の削減と税収増で、財政赤字を37兆5000億リラ分削減する。さらに、財政赤字削減を目的とした「欧州税」の税収13兆リラが財政赤字削減に貢献する。最後に行革による節減12兆リラが加わり、財政赤字は全体で62兆5000億リラ削減される。通貨統合への参加には、財政赤字の対GDP比率を3%以下に抑える必要があり、60兆リラを超える赤字圧縮で、単一通貨による手が届く。当初は、年金改革など社会福祉の制度改革で歳出を削減するとの案もあった。しかし、下院では少数政権のプロディ政権は、法案の可決に共産党再建派（旧共産党左派）の協力を仰ぐ必要があり、同党に配慮して社会福祉改革は見送られた。

右派・保守の野党各党は・予算案に反対の姿勢を表明している。他方、労組と経営者団体はそれぞれ、予算案の詳細を検討したいと態度を保留している。市場関係者は予算案を歓迎し、27日のロンドン為替市場ではリラは対マルクで上昇、終値は1マルク=998.7リラと1000リラの大台を割り込んだ。また、10年物国債の流通利回りも低下、独連邦債との開きは2.5%にまで縮まった。ただ、市場関係者の間には、増税で減速気味の経済成長に腰抜け感が出るのを懸念する向きもある。チャンビ国庫予算省は、市場が全般的に来年度予算案を歓迎していることから、近く利下げが可能になり、債務の金利負担がさらに低下すると指摘している。

(5) スペイン

① 政府新税の導入を検討(1996年8月分)

1997年予算を策定中のスペイン政府は財源の捻出に苦慮しており、各種の新税導入を検討している模様である。

先に日刊紙「エルムンド」は政府が全ての医療行為を対象として課税することを検討中

だと報じた。同紙によると、診察から入院までの全ての医療行為について、程度に応じて100ペセタから600ペセタの「医療行為税」の導入が検討されている。このほか、医療関連の支出を対象とした所得税の控除制度も廃止される。この計画に対しては、野党の社会労働党のみならず、アスナール政権に閣外協力するカタルーニャ同盟も強く反対している。

これとは別に政府は、主要な幹線道路を利用する車両を対象に、利用許可証（ステッカー）の添付の義務づけを検討している模様である。こうした新税導入案は、今の政府が上げた観測気球という色彩が強いが、政府が緊縮予算の策定に困難を覚えていることは確かである。

② 1万人の不法滞在者に滞在許可証発給(1996年8月分)

スペイン政府は8月23日、不法滞在者への滞在許可証発給について、申請受け付け終了した。申請受け付けは4月から開始されたが、公式発表では7月3日までに1万3000件の申請があった。主要労組によると、取得条件が比較的厳格なため、発給を受けられる外国人は全体の20%に過ぎない。スペインには6万人程度の不法滞在者がいるものと推定されているが（正規滞在者は60万人）、その大部分はモロッコなどの北アフリカ諸国の出身者である。今回の滞在許可発給については、その条件などについてデマが流れただけで、簡単に発給を受けられると勘違いした外国人が大挙して不法入国を試み、大量に検挙されるなどの場面もあった。

③ 超緊縮型の97年度予算案、閣議決定される(1996年9月分)

アスナール内閣は、9月27日、1997年度予算案を閣議決定した。通貨統合への参加に必要な経済基準を満たすことを目標とした超緊縮型予算になった。政府堅調な経済成長に支えられて税収が順調に増加すると予想する一方で、公務員給与などの引き上げ凍結などで歳出を大幅に絞りこんだ。

来年度予算案では歳出の伸びが前年度比で1.7%に抑えこまれた。政府の示した来年のインフレ率予測値は2.6%で、歳出の伸びが物価の伸びを下回ることになる。公務員給与の引き上げの凍結、公共投資・国営企業への補助金の削減などで歳出を大幅に抑制した。その一方で政府は、来年の経済成長率が3%に達し、法人税、付加価値税の税収が大きく増加するとしており、通貨統合への参加に必要な経済基準「財政赤字の対GDP比率3%以下」を達成できるという見通しを立てている。

公務員給与の引き下げ凍結に反対し、労組は30日から大規模な抗議行動を起こす構えである。一方、野党側は政府の示した経済成長予測などが楽観的過ぎるとして、予算案に懐疑的な見方を表明している。ただし、アスナール政権に閣外協力するカタルーニャ同盟（地方主義政党）は、既に予算案に賛成の意向を表明しており、可決には人きな支障はない模様である。

証券・為替市場は好意的な反応を示しており、特に10年物国債の流通利回りは7.86%にまで低下し、独連邦債（10年物）利回りとの差は1.72%にまで縮まった。市場関係者の間では、近くの中銀が金利を引き下げるとの見方が有力になっている。

（6）ポルトガル

① 移民労働者の身分合法化を決定(1996年4月分)

ポルトガル議会は4月3日、国内に在留する移民に滞在許可を与える旨の法律を可決した。この法律は、1995年3月25日までに入国した全ての移民及び95年12月末日までに入国したポルトガル語圏のアフリカ諸国からの移民全てに滞在許可証を与えるという内容。ポルトガルには現在16万9000人の外国人が在留するが、そのうちの50%はポルトガル語圏諸国の出身。また、不法滞在者は、現在4万人に上っているという推計があり、今回の法律は不法滞在者の身分の合法化を目指したものである。

② 地方自治強化の方向で制度改革(1996年4月分)

ポルトガル政府は、懸案の地方自治強化に着手した。地方自治は憲法に明記されているものの、歴代政府が放置してきた問題である。社会党は昨年の10月の総選挙で勝利した際、地方自治強化をい公約として掲げており、この問題は不可避の過大となっていた。グレテス首相は、財政負担が高くなる地方政府による連邦制でなく、フランス型の地方への権限委譲で対応する方針で、近くこの問題について国民審査を行う意向だが、憲法には国民審査の規定がないため、事前に憲法改正が必要となる。政府はその一方で、野党との協議を重ね、幅広いコンセンサスを得たい考えである。

③ 地方自治強化法案を可決(1996年5月分)

ポルトガル議会は5月2日、地方への権限委譲に関する法案を賛成多数で可決した。地方自治強化については、1976年に制定された憲法にも明記されているが、以後、20年に渡って未解決のまま放置されていた。社会民主党を中心とする野党は、採決をボイコットし、野党が空席のまま議決されていた。法案は、議会の小委員会で2ヶ月にわたる審議を経た後、正式に採択される予定。

(7) EU関係

① 欧州の財政健全化政策はプラス(1996年5月分)

OECDの閣僚理事会が5月21日、22日にパリ本部で開催されたが、初日は特に欧州の景気が話題となり、前日にOECDが発表した欧州の経済成長の下方修正（96年度は、昨年12月時点の予測で2.6%から今回1.6%に修正）に関し、ドイツ、フランス、スペインの蔵相はいずれもこの数字を悲観的すぎると発言、そして緊縮財政が経済成長の足を引っ張ることはない強調した。一方、財政健全化については、4月のIMFの報告書が「マーストリヒト条約的経済政策」が経済成長にブレーキをかけていると指摘しているが、OECDでは同機関のアナリストを始め、理事会参加者はいずれも財政健全化政策を支持している。OECDの主席アナリストであるシゲハラ氏が健全化による利下げの可能性に言及すれば、ペイユ事務総長は、すでにドイツ、フランスでは短期金利が低めに誘導されていると指摘、そして米大統領府のスティグリツ顧問は、「どの国であれ、財政の不均衡を是正する方策は利益を生むもの」と発言、また、サマーズ米財務省副長官も財政の健全化でインフレ圧力が軽減できると指摘している。

② 1995年のEU域内GDP成長率2.4%(1996年6月分)

EUの統計機関、ユーロスタットが7月3日に発表した経済統計によると、95年度のEUの国内総生産の実質成長率は2.4%で、94年に比べ0.4ポイント後退したことになる。

EU加盟15カ国の中で最もGDP成長率が高かったのは、94年度と同じくアイルランドで、8.6%の成長を記録した。これにフィンランド(4.2%)、ルクセンブルク(3.2%)、スペイン、イタリア、スウェーデン(ともに3%)が続く。

フランスは2.2%の成長率とEUの平均を下回った。また、成長率の最も低かったのはオーストリアで、1.8%の成長にとどまった。この他ベルギー、ドイツ、ポルトガルはともに1.9%。一方、前年に比べて大幅にGDP成長率が後退したのはデンマークで、94年の4.4%から95年には2.6%となった。

なお、EU内の4大国（独、仏、英、伊）の国内総生産の総計は、6兆4386億エキュで、EU全体の72%を占めている。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポールの概況

① 公務員給与改定(1996年6月分)

PSD(Public Service Division, 首相府公務員局)は17日、NWC(National Wages Council, 国家賃金審議会)の調停を全面的に受け入れ、昨年の5.5%を1%上回る平均6.5%増の公務員給与改定を行うことを発表した。

この6.5%の昇給の方法であるが、まずタイムスケールに格付けされる一般公務員(※高級公務員はスーパースケールに格付けされる)に対しては、平均的なグループで3.1%になる昇給を行った後、加えて一律45シンガポールドル(以下「Sドル」という。1Sドル=約77円)の固定金額による昇給と、1.62%の率での昇給を合わせて行うというもので、PSDと公共部門労働組合の合意を得た。この固定金額昇給制により低賃金の公務員の昇給率は場合によっては10%を上回ることとなる。

これに対し、スーパースケールに格付けされる高級公務員には、45Sドルプラス昇給率6.13%の昇給が行われる。

しかしながら、職務に応じた働きをしていない公務員は、不完全な昇給しか行われなかったり、昇給が見送られたりすることである。

なお、昇給分は年金に反映しない可変的賃金として今年の7月から支給される。

また、この改定率は政府商工省による7.5~8.5%という1996年のシンガポールの経済成長率予測と4%の生産性上昇を前提としたものであるが、PSDはもし今年の経済成長率が昨年同様商工省の予測を大きく上回った場合、今年限りの措置として、年末に各公務員に対して特別ボーナスが支給される旨付け加えている。

この発表に対し、NTUC(National Trades Union Congress, 全国労働組合評議会)は、調停の45Sドルプラス1.62%は昨年の30Sドルプラス1.16%を上回り、また低所得者層の給与を底上げし、経済に好い影響を与えると歓迎の意を表明するとともに、民間部門が政府主導の賃上げに従い、一部固定額の昇給を取り入れ、さらに高収益を上げた企業はこの政府同様の賃上げを行うことを望むとつけ加えている。

また、AUPE(Amalgamated Union of Public Employee, 公務員労働組合連合)は、固定額を含んだ昇給は国民の多数を占める月収2500Sドル未満の国民に利益となり、平均6.5%の昇給率は1995年シンガポールが2桁の成長率を達成できなかった(8.9%)ことを考えれば妥当なものだと記している。(6月18日付けストレイツタイムズより)

(参考)

1 シンガポールの公務員の役職別給与額水準

(※1996年6月1日現在)

職名	税込みの給与額(ドル)	
	月額(100ドル未満四捨五入)	年額(1,000ドル未満四捨五入)
国務大臣	24,000	549,000
各省庁のエコノミスト	4,200	63,000
各省庁の人事所管部長	8,900	143,000
各省庁の財政所管部長	8,900	143,000
国立大学の教授	13,700	233,000
国立病院の看護婦	2,300	34,000
国立病院の長	17,900	340,000
副検事	4,200	76,000

2 シンガポールの新規採用公務員初任給

(※1996年7月1日以降採用される大学卒で就業経験のない新規採用職員に適用される税込みの給与額)

(1) 兵役経験なし

(※18歳以上の男性は原則として2~2年半の兵役義務があるため、主に女性。)

学歴	月額(100ドル未満四捨五入)	年額(1,000ドル未満四捨五入)
グッド・オナーズ・ディグリー	2,210 ~ 2,810	33,100~42,100
オナーズ・ディグリー	2,000 ~ 2,550	30,000~38,200
バス・ディグリー(メリット)	1,790 ~ 2,210	26,800~33,100
バス・ディグリー	1,630 ~ 2,210	24,400~33,100

(2) 兵役経験者

学歴	月額(100ドル未満四捨五入)	年額(1,000ドル未満四捨五入)
グッド・オナーズ・ディグリー	2,550 ~ 3,230	38,200~48,400
オナーズ・ディグリー	2,210 ~ 2,890	33,100~43,300
バス・ディグリー(メリット)	2,050 ~ 2,550	30,800~38,200
バス・ディグリー	1,890 ~ 2,550	28,400~38,200

*公務員初任給に係る注意事項

※1 学歴欄における各ディグリーは、大学において成績により分けられた課程区分を示す。

シンガポールの大学は3年制であり、通常はパス・ディグリーである。その中の成績優秀者がパス・ディグリー（メリット）となる。

また、特に成績が優秀なものはオナーズ・ディグリーに進んでさらに1年学習することができ、その中の成績優秀者がグッド・オナーズ・ディグリーとなる。

※2 年額には固定ボーナス（年間3箇月、夏に3/4箇月分、年末に2+1/4箇月分を支給。）を含むが、その他の勤務成績に応じたボーナス、特別ボーナス、諸手当等は一切含まない。

※3 技術職員はすべてグッド・オナーズ・ディグリーの給与に格付けされる。

※4 福利厚生制度は以下のとおり。

- (1) 有給休暇（21日）
- (2) 病気休暇（30日）及び入院休暇（30日）
- (3) 医療補助保険制度（メディセイブ）の増額、外来及び歯科治療に係る補助金
- (4) 住宅購入、改築、自動車及びコンピュータ購入に係る低利融資
- (5) グループ保険制度

（資料提供：P S D給与恩給課）

(2) マレイシアの概況

① マレイシア第7次経済開発計画発表される(1996年5月分)

マハティール首相は6日、今後5年間の経済成長率目標を8%にするなどの内容を盛り込んだマレイシア第7次経済開発計画(1996年~2000年)を国会に提出した。同計画は今後5年間の国家運営の指針となるべきものであり、マレイシアがこれまで進めてきた投資主導、労働力の増大による経済発展という方向を転換し、人材育成、研究開発能力の強化を通じた生産性改善を柱として経済レベルの引き上げを目指すことが明らかにされている。

マレーシアは第6次計画下においては、平均8.7%の高成長率を達成したが、一方で慢性的な労働力不足、計上赤字の拡大、インフレ圧力の増大に悩まされてきた。こうした現状を受けた今回の計画では、OA化やロボットの利用といった新たな技術の導入や、教育、職業・技術訓練を通じた人材の育成等によって雇用縮小を図るとともに、資本、技術集約型の輸出志向経済へ移行していく戦略が打ち出され、経済の体質改善を図ることによって、これらの問題を解決し、8%の高いGDP成長率を目指すこととされている。

今計画においては、政府関連部門開発予算としては第6次計画の38.3%となる1625億リンギ(GNP比11.5%・1リンギ約44円)が割り当てられた。このうち、41.5%にあたる675億リンギは連邦政府に振り向けられ、州政府と政府法定機関へ10.4%、非金融公企業へ46.2%、地方自治体へは1.9%の配分とされたが、連邦政府開発予算が第6次計画比71%であるのに比べ、他は約2~5割の減となっており、連邦政府による投資を重視した配分となった。

連邦政府開発予算の内訳では、約50%が経済部門向けで、うち158億リンギが運輸インフラの整備に配分される。また、教育、保健、コミュニティ開発など社会部門向けには198億リンギが当てられ、生産性改善の基礎となる技術労働者の大量輩出を目指すこととされている。一般行政部門は、第6次計画の倍近い48億リンギとなり、プトラジャヤ新首都の整備、マルチメディア回廊の開発を推進していくこととされている。

このほか、今計画では民営化計画の一層の推進が明確化されており、インフラ整備、運輸、サービス部門を中心に683億リンギ相当のプロジェクトの民営化が計画されている。このなかには、東海岸高速道路、クアンタン港開発等の大規模プロジェクトや大蔵省の住宅ローン部門、公共事業局、政府観光局等の法人化が含まれている。

また、政府の発表によれば、これに合わせて、政府所有土地の利用に関する法規の整備や、河川、貯水池の開発権に関する法律の整備、民営化事業を監督する法定機関の設置が検討されることとなっている。

(ニューストレーツタイムズ5月7日付けより)

(ビジネスタイムズ5月7日付けより)

(3) インドネシアの概況

① 国民車開発を巡る動き(1996年4月分)

インドネシアでは年間約32万台（1994年実績）の自動車が販売されており、日本車が約9割のシェアを占めている。

同国は完成自動車の輸入の自由化が実現されているが、完成自動車の輸入には高率の関税が課せられており、同国で販売されている自動車の大部分は、国内で組み立てられてものと言われている。

自動車の国内組立てに当たって必要とされる部品輸入に関しては、部品の輸入関税率（最高65%、但し車のカテゴリーに応じて率は異なる）を「組立て完成車」の国産化比率の高さに応じて遞減してゆく政策が取られている。また、「組立て完成車」の引き渡し時に課せられる奢侈税（最高35%、但し車のカテゴリー等に応じて率は異なる）も、一部のカテゴリーに属する車については国産化比率の高さに応じて同様の政策が取られている。

こうした中、インドネシア政府が今年2月28日に発表した「国民車」計画が、同国内外で大きな波紋を呼び起こしているようである。

「国民車」計画は、同国の自動車産業の国際競争力の向上を狙ったもので、政府の認定を受けた企業に対して、部品の輸入関税と奢侈税を免除するものである。

同国政府が示した「国民車」の基準と義務で中心となるのは国産化比率（1年後に20%以上、2年後に40%以上、3年後に60%以上）で、今回政府の認定を受けたのはスハルト大統領の三男フトモ氏が経営するPTティモール・プラ・ナショナル社である。

同社では韓国の起亜自動車で合弁でセダンの国民車「ティモール」を生産、販売することにしており、販売価格は3500万ルピア（約1万5千U.S.ドル、同クラスの日本車の販売価格の半分程度）と言われている。

3月22日、渡辺・駐インドネシア大使は「今回の政策は、インドネシア政府がこれまで打ち出してきた規制緩和措置と相反するもので、同国に対する日本からの投資に悪影響を及ぼしかねない」と厳しく批判した。また同大使は、今回の政策がWTO（世界貿易機構）の規定に違反し、透明性と公平さにかけると強調したと伝えられている。インドネシアのアリウィボウォ商工相は4月9日、10日に訪日し、日本側代表と協議を行った。両国間の協議が今後も継続されることである。

また、4月23日ジャカルタで記者会見を行ったECのレオン・ブリタン欧州委員会副委員長も、インドネシア政府の国民車政策はWTO（世界貿易機構）の規定に違反との見解を示し、スハルト大統領を訪問した際、政策の見直しを求めたと言われている。

一方インドネシア国内では、4月1日、大統領の次男バンバン氏（ビマンタラ・グループ総裁/同グループはインドネシアの大企業グループの一つ）が、ビマンタラ・グループの子会社であるチトラ・モビル・ヌサンタラが、韓国の現代自動車と合弁で国民車「ビマ

ンタラ」を生産、販売すると発表している。政府は、特別免税措置に関する同社の申請を一端拒否したようであるが、バンバン氏によると、引き続き政府に対して働きかけていくことである。この他にも、いくつかの地元企業が国民車の開発に乗り気であると伝えられている。

(ジャカルタ・ポスト 2月29日、3月23日、4月2日・9日・17日・24日)

(4) タイの概況

① 97年予算案閣議承認(1996年4月分)

97年のタイ政府予算案（期間は1996年10月から1997年9月まで）が4月2日に閣議に提出され、4月22日に50億バーツを追加、閣議承認を受けた。予算案は今後国会に提出され、審議されることになる。

4月2日に閣議へ提出された予算案は、前年予算と比較して1358億バーツ(16.1%)増の9790億バーツ（1バーツ約4円）となった。歳出のうち、投資的支出(Investment Budget)は42.6%を占める4173億円となり、前年よりも26.3%の増加となった。これはGNPの7.9%に当たる。（前年度予算では7.1%であった。）一方、経常支出(Regular Expenditure)は対前年度比12.0%増の5373億バーツとなった。

また、今回の予算案は、人的資源の開発に重点を置いた「第8次経済社会開発計画」に基づき、人材育成や天然資源・環境開発、都市と地方の開発等へも配慮したものとなっている。

予算案は閣議提出後、総理府予算局(Budget Bureau)により各省庁との調整が行われ、各省庁から合わせて1873億バーツの予算追加要求が出され、最終的に国防省(10億6300万バーツ)や、運輸通信省(10億5千万バーツ)など、50億バーツの追加が4月22日の閣議で認められた。

この結果、97年度予算案は当初の9790億バーツから9840億バーツ（対前年予算比16.7%）となった。各省庁別の予算額は次表のとおりであるが、内務省は1825億6800万バーツと最も額が多く、次いで文部省(1626億6500万バーツ)、国防省(1087億800万バーツ)の順となっている。

(参照：1996年4月2日及び4月21日付けバンコクポスト、バンコク日本人商工会議所編「タイ国経済概要」ほか)

The 1997 revised budget

(Millions of baht)

Ministry/State Enterprise	1996 budget	1997 budget approved	
		April 2, 1996	1997 revised budget
Central Fund	189,798.34	183,817.23	183,778.64
PM's Office Ministry	8,074.90	8,448.98	8,458.98
Defence Ministry	100,603.03	107,645.22	108,708.58
Finance Ministry	48,933.58	50,542.29	50,562.29
Foreign Ministry	14,157.22	14,461.18	14,546.18
Agriculture & Cooperatives Ministry	74,350.72	86,396.22	85,938.66
Communications Ministry	68,153.91	87,484.63	88,534.63
Commerce Ministry	4,046.78	4,292.16	4,292.16
Interior Ministry	152,641.77	182,568.11	182,568.11
Labour & Social Welfare Ministry	10,721.53	12,765.70	12,765.70
Justice Ministry	14,307.09	14,927.24	14,927.24
Science, Technology & Environment Ministry	10,766.26	14,175.95	14,175.95
Education Ministry	132,971.56	162,322.87	162,665.43
Public Health Ministry	55,236.20	69,812.67	69,920.50
Industry Ministry	14,791.03	15,720.71	15,720.71
University Affairs Ministry	31,612.59	38,569.30	38,716.55
Govt Agencies not Under PM's Office or any Ministries	14,676.18	14,645.72	14,645.72
State Enterprises	23,997.30	27,063.81	27,419.06
Fund & Revolving Fund	13,360.00	23,355.00	25,655.00

(5) フィリピンの概況

① ラモス政権の経済政策(1996年5月分)

フィリピン経済は、1986年のアキノ政権発足後には、マルコス政権末期の低迷から立ち直る兆しを見せたものの、1989年末のクーデター未遂事件の頃から、再び国内景気な悪化と対外収支困難に陥った。特に、1990年以降の度重なる自然災害の発生と経済政策の失敗等は、インフレの悪化と失業者の増加を招き、国民の生活を圧迫し経済は危機的状況になっていた。しかし、1992年、ラモス大統領の就任以来、政治・経済改革を地道にすすめてきた結果、今日ではこれまでとは比較にならないほど経済情勢は安定している。このような成長を遂げたラモス政権の柱となる経済政策は次のとおりである。

①インフラクチャーの整備

ラモス政権は、これまで弱点であった道路、港湾、通信、電気、上下水道などの社会的生産基盤整備（インフラクチャー）に力を注いでいる。特に、電力の整備の遅れは、経済の回復を妨げる大きな要因になっていたが、同政権になって20以上の発電所が完成し、電気不足も一応解消した。今後も引き続き重点整備を行う意向で、2000年までに官民合わせて500億ドル以上の資金が必要だと目算し、投資を促している。

②自由化政策及び規制緩和

ラモス政権の経済成長の柱が経済の自由化政策である。金融業界では、外国銀行十行に新たに支店を開設させたほか、外国銀行主導の現地法人の設立を認めるなど、積極的に自由化を実施した。国際通信や携帯電話に関する規制も緩和した。通信分野の事業者には、一定の地上線の敷設も義務付けたことから電話の普及を加速しつつある。さらに今年になって石油産業を自由化した。

③国営企業の民営化

市場原理に基づく経済の活性化、効率化と国際競争力の強化を目標に、政府はフィリピン・ナショナル銀行、フィリピン航空などその分野での最大級の企業を次々に民営化した。

以上のようなラモス政権の経済の構造改革を軸にして、インフレと国内金利の低下、財政赤字の縮小及び対外収支の改善を実現し、国内景気の悪化に歯止めをかけることに成功した。実質国内総生産(GDP)の成長率は、1994年には4.4%、1995年には4.8%を記録した。1995年には、一人当たりの名目GDPが、1091ドルと初めて1000ドルを超えた。さらに、アジア開発銀行は、フィリピンの成長率は1996年が5.5%、1997年が5.7%と順調に成長が続くとの見通しを示している。80年代後半には、海外からの投資の波に乗り遅れたフィリピンだが、安定感の増したラモス政権の経済政策への信頼感とともに、英語が堪能でしかも高い教育を受けた人材を得やすいとの理由から、今、海外から投資先として大きな注目を浴びている。

(5月8日付けマニラクロニカル紙より)

5 ソウル事務所

① 地方自治関係(1996年4月分)

昨年1月1日より始まったゴミ従量制に関し、15日付「朝鮮日報」は、忠清北道が企画ゴミ袋を使用しない場合の罰金を50万ウォンから90万ウォンに引き上げ、ゴミの不法放棄に伴う罰金を倍増することを盛った条例指針を作成したと報じた。しかし、企画ゴミ袋の使用率は99.5%に達するなど、住民の意識も高まっており、不法投棄に罰金を2倍にする理由を見出しかねるとの意見もあると報じた。

13日付け「朝鮮日報」によると、12日に京畿道城南市長が推進する施策をめぐり、市長と副市長・議会が対立し、市長が内務部と京畿道に副市長の交替を要求するなどの事態が発生した。これは、市長が昨年6月の選挙公約として打ち出した市内の小・中・高学校生徒（4700余名）に対する奨学金基金（約300億ウォン）を市の予算から捻出しようとしたことに、副市長と市議会が反発したことによるが、16日に市長が同案を保留したことにより事態は収拾された。しかし、京畿道が奨学基金の規模と支給対象者の縮小を求めるなど、京畿道と城南市の摩擦が今後も予想されている。

なお15日に開催された「京畿道民選市長及び郡守協議会」においては、城南市に対する京畿道の対応などに関連し、上部団体である道が基礎自治団体である市・郡の予算運営に干渉・規制することは地方自治の精神に反するとの意見が多数を占めたと言う。

② ソウル市内のゴミ処理場建設問題など(1996年5月分)

3日、ソウル特別市江南区から排出されるゴミ（1日に約925トン）が、ソウル近郊の金浦埋立場に搬入を拒否される事態が発生し、連日のようにゴミ搬入問題が紙面を賑わした。これは、ソウル特別市江南区に予定されていたゴミ処理場の建設に、地域住民が反対したことから、3日にソウル市がゴミ処理場の建設を延期し、これを受け江南区のゴミを受け入れていた金浦埋立場が搬入を拒否したものである。その後、金浦埋立場側が搬入の再開を明らかにしたが、ソウル市は住民への説得工作を行い、工事を強硬再開した。

③ ソウル特別市の「96交通総合対策」発表(1996年5月分)

16日、趙淳（チョ・スン）ソウル市長は、1998年までに交通人口の75%を公共交通手段で対応することを骨子とした「96交通総合対策」を発表した。具体的には本年7月より屋内外の駐車場料金を50%値上げし、またソウル市内にビルを新築する場合には一定規模の駐車場を作ることのできない「駐車上限制」を導入し、駐車場の新築規模を現行より20%～40%減らす方針である。また、現行のバス専用ラインを2倍に拡大し、ソウル南山の第1号～3号トンネルを通過する乗客2名以下に車から混雑通行料として、2～3000ウォンを徴収する方針である。また、漢江にかかる橋の補修の為、乗用

車の通行を禁止することも検討されている。

④ 地方自治実施 1 年(1996年6月分)

昨年 6 月 27 日の 4 大地方選挙から 1 年が経過し、各新聞は地方自治 1 年に関する連載記事、アンケートなどを連日掲載した。主要紙は「民選知事 1 年、地方が変わった」(「朝鮮日報」)、「民選地方自治 1 年の評価」(「東亜日報」)などの連載記事を通じ、「市長は社長」、「開かれた行政」、「公務員の意識改革」、「予算確保」、「自治体間の紛争」などのテーマで、民選団体長による地方自治実施により改善された点及び今後の問題点などを、またアンケートを通じ、生活の質の自治団体別順位、知事・市長の認知度などを論じた。なお 16 日付「朝鮮日報」は、全国の 7,000 名を対象におこなった世論を掲載したが、基礎団体長の認知度は全国平均で 42%、行政満足度、民選団体長の活動評価も 5 点満点でそれぞれ全国平均 2.39 点、3.10 点との結果が出ている。

28 日付「朝鮮日報」は、地方自治実施 1 周年を迎えた 27 日に全国の基礎議会の議長が一同に会し、地方自治実施に関する様々な問題点を論議したと報じた。これは、金佑錫(キム・ウソク) 内務部長官、李基澤(イ・ギテク) 民主党代表、全国 230 の市・郡・区基礎議會議長、議会関係者など 500 余名が参加した「地方自治活性化の為の促進会議」であり、「全国市・郡・区議會議長各市・道代表協議会」主管により開催された。

同会議においては、1 年間の地方自治実施の過程で発生した問題点を論議した後に、政府に対する決議文を採択した。議長団は決議文を通じ、国家・地方警察を一元化し、地方警察は基礎団体長の所属とし、また現在の特別市・広域市・道、市・郡・区など 3 階層をなす地方行政構造の縮小、条例制定権の拡大、基礎団体に対する内務部及び広域団体の監査条項の削除、会期日数の制限の廃止などを内容とする地方自治法の改定、国立公園の管理権を自治体に移管し、国家事務の地方移管拡大などを建議した。

⑤ 公共料金の値上げ(1996年6月分)

ソウル市は 7 月より市内バス料金を 350 ウォンから 400 ウォンに値上げする方針を発表したが、17 日、これに対し財政経済院長官は、ソウル市をはじめとする地方自治団体がバス料金やゴミ袋代などの公共料金を値上げするなど、コスト削減努力よりも値上げで簡単に解決しようとしていると非難した。

⑥ 全州市長選の実施(1996年7月分)

19 日に実施された全州市長選挙は、投票率が 17.7% にしか達せず、過去の国政・地方選挙を通じて最低の投票率を記録した。今回の補欠選挙は、5 月 30 日に統合選挙法違反及び入札妨害罪で実刑判決を受けた李彰承(イ・チャンスン) 前市長が辞任したことにより行われたが、新韓国党と自由民主聯合及び民主党は候補を立てず、国民会議の梁尚烈(ヤン・サンヨル) 候補と無所属候補 2 名で争われた。今回の選挙では、37 万 658

8票の有権者中の6万6647名が投票し、その約68%にあたる2万1671票を梁候補が獲得して当選し、1998年6月末まで市長職を遂行することとなった。

なお、今回の補欠選挙は過去最低の投票率であった1965年の第6代国會議員選挙の20.8%を3.1%も下まわったが、国民會議側は、投票率が低調な理由を選挙イシューが無く、投票日が平日で天候が暑く、休暇の時期に当たった為と説明した。一方、新韓国党側は、地域住民が地方選挙における政党介入を忌避した結果とし、地方選挙における候補者の政党推薦を廃止しなければならないとし、更に低調な投票率は金大中（キム・デジュン）国民會議総裁の影響力低下と論評した。

⑦ ソウル市長就任1周年記者会見(1996年7月分)

1日、趙淳（チョ・スン）ソウル特別市長は、就任1年の記者会見において、地方自治の定着の為には現行制度の大きな改革が必要であるとし、「法、制度の未整備と政府の非協力的な態度が地方自治の妨げとなっている」と述べた。また「現在の法と制度及び中央集権的な人事・監査制度などが存続している限りは、真の意味における自治行政の具現は不可能」とも述べ、政府及び内務部などに改善を要求した。

また同記者会見において趙淳市長は、具体的な改善要求として政府と国会に対し、中央官庁による重複する監査の廃止、自治体と政府間の事務分担の確立、委任業務に対する費用分担、財源確保の為の税法改定、また地方と中央部署における、法・制度・人事権・監査権など21の要求項目を指摘した。これに対し、内務部側は2日に行政、財政、税制の3局長が記者懇談会を行い、「ソウル市も他の市・道と同様の自治団体であり、自治団体以上の優越した地位を認定できない」とし、趙淳市長が提示した21の改善課題の中で内務部と関連した11の課題は、受け入れることができないと立場を明らかにした。

⑧ ソウル市の有給補佐官制度条例(1996年7月分)

22日、ソウル市議会は本会議において、市議会議員の活動を支援する為の有給補佐官制の導入を骨子とする、市議会事務所設置条例改定案を通過させた。同条例では、9月より、市議会議員1名当たり5級相当の別定職補佐官1名を置くことができるが、補佐官は市議会の任命要請と議長の推薦を受け、さらにソウル市長から任命を受けなければならない。

しかし、現行の地方自治法上、地方自治団体の公務員の職級別総定員は、内務部長官ど事前協議を採らねばならず、今回の条例案が実行されるかは不透明であり、また内務部は有給補佐官制の導入に反対している。

⑨ 慶尚南道蔚山市の広域市昇格問題(1996年8月分)

10日付「朝鮮日報」は、政府と新韓国党が9月の定期国会に「蔚山広域市設置に関する特別法」を提出し、来年7月1日付で蔚山市を広域市に昇格させることで合意したと報

じた。また、広域市昇格の時期に関しては、次期の市長選挙と市議会選挙（1998年6月）までの任期が1年未満の場合は再選挙を行わなくてもよい点などを勘案し、7月1日に定められたと言う。なお、慶尚南道に位置する蔚山市は、昨年3月の第二次市・郡統合過程において、人口が100万名を突破するであろう1997年に広域市に昇格させることが決定されていた。

⑩ 日・韓海峡沿岸市・道・県知事会議(1996年9月分)

第5回、韓・日海峡沿岸市・道・県知事会議が、5日から慶尚南道の昌原市において開催された。同会議には、金火赤赤王圭（キム・ヒョッキュ）慶尚南道知事、文正秀（ムン・ジョンス）釜山広域市長、許京萬（ホ・ギョンマン）全羅南道知事、金泰煥（キム・デファン）済州道副知事ら韓国側4名の市長・道知事と、日本の高田勇長崎県知事、麻生渡福岡県知事、井本勇佐賀県知事が参加した。

主催側を代表し金火赤赤王圭知事は基調演説で、「韓・日両国と海峡沿岸自治団体間の持続的な共同繁栄」を強調し、新規共同作業として、伝統工芸交流事業を提案した。また井本勇佐賀県知事は提案発表を通し、「住民親善イベント事業の重要性と地域ネットワーク交流の推進」を、また金泰煥済州道副知事は、韓・日海峡沿岸観光ルート開発の為の「観光エージェント交流事業」を提案し、1998年に済州において開催する「世界島文化祝典」を紹介した。さらに麻生渡福岡県知事は、11月に福岡において開催する「アジア九州地域交流会議」への参加を求め、許京萬全羅南道知事は「地域所得創出の為の7市・道・県商工団体間の経済交流」を提案した。文正秀釜山広域市長は、2002年アジア大会準備事項及び来年度の東アジア大会開催を紹介した。高田勇長崎県知事は、経済交流の一環として、来る11月に「貿易実務視察団」の相互派遣を提案した。

最後に7市長・知事は◆既存の共同交流事業の再評価と共に経済協力など実質的な交流の強化方案を積極的に探り、◆独創的な地域伝統工芸に関する交流事業の推進、◆新たな圏域文化の創出の為に民間交流拡大事業を行い、知事交流会議が21世紀環太平洋時代に適合した役割を確認する旨の共同声明を採択し、発表した。なお、来年度の会議は福岡県で開催することも決定された。

⑪ 北東アジア自治団体会議(1996年9月分)

第4回北東アジア自治団体会議が、11日から14日にかけて、日本、韓国、中国、ロシアの4カ国から29自治団体が参加するなか、慶尚北道の慶州市で開催された。今回の会議では「21世紀に向けた北東アジア地域自治団体の実践的な交流協力方案」という主題のもと、各国の自治団体長及び代表が一堂に会し討論を行った。各自治団体長は、相互交流を通して共同発展を助け合い、従来は非常設機構であった同会議を常設機構である「北東アジア自治団体連合」とする方針等をもった共同宣言文を採択し、会議を終了した。

今回の会議には、日本から澄田信義島根県知事をはじめ、青森県、新潟県、富山県、兵

庫県、京都府など9自治団体の副知事、出納長が参加した。なお韓国からは慶尚北道をはじめ京畿道、江原道、慶尚南道、全羅南道、済州道など9自治団体が、ロシアからはハバロフスク、サハリンなど8自治団体、中国からは黒竜江省、山東省など3自治団体が参加した。

⑫ ソウル市の混雑通行料(1996年9月分)

9日、南山1～3号トンネルの通過車両に対し、混雑通行料を付加する条例案がソウル市議会を通過し、施行が決定された。これを受け、11月から同トンネルを通過する乗員2名以下の乗用車は、2000ウォン（約260円）を混雑通行料として支払うこととなった。なお、通行料の徴収時間は平日の午前7時から午後9時（土曜日は午後3時まで）であり、日曜日と公休日は徴収しない方針である。

⑬ 釜山国際映画祭の開幕(1996年9月分)

13日から21日にかけて、韓国で初の国際映画祭である釜山国際映画祭（PIFF）が、釜山広域市で開催された。同映画祭では、31カ国の長編及び短編の劇映画、ドキュメンタリー映画など167編が上映され、20余万名の観覧客を集めた。

6 シドニー事務所

① クイーンズランド州の各自治体の年度会計報告の状況（4月30日付 オーストラリアAP通信）

クイーンズランド州会計検査院の議会報告によれば、各自治体は、1993年の地方自治法改正によって、より広範な内容の申告を求められるようになった年度会計報告書(Annual Report)の提出に関して混乱している状況である。未だ16の自治体が1994/1995年度会計報告書を提出していない。また、126の自治体の会計報告書が監査員により承認された一方で、州最大の都市ブリスベン市を含む69の自治体で未だ承認されていない。

クイーンズランド州会計検査院は、各自治体の年度会計報告に関して以下の4つの点の不備を指摘している。

- ・契約締結に際しての法律遵守
- ・コンピューターシステムのセキュリティの不備
- ・非効率的な在庫管理
- ・支出決裁手続きの不備

また、州政府は自治体の会計制度や予算要求に関し、市民の幅広い意見を集約するための報告書を、市民に配布したとしている。

② ビクトリア州のインフォメーションサービス促進計画（4月30日付 オーストラリアAP通信）

ジェフ・ケネットビクトリア州首相は、このたび2001年までに州の政府機関と各家庭をオンラインネットワークで結ぶ構想を発表した。来年中頃には、ネットワークサービスを一部開始する模様である。同首相は、テレコミュニケーションに関する年次総会で次のように発言している。

「約1世紀前に鉄道の整備が有意義であったように、これからはテレコミュニケーションの整備が非常に大切となるであろう。我が州は、他州にさきがけ、州機関と地方自治体を24時間オンラインで結ぶ。このことは、電話が開発されて以来の住民サービスの向上をもたらすであろう。また、様々な分野にまでネットワークサービスを広げていくことがこの改革を押し進めるにあたっての重要な問題であるので、この点について有効な方法があれば、提案して欲しい。このサービスは、ビジネスの分野にとっても地域社会にとっても有意義なものとしていきたいので、そのために州内に住む誰もがこのネットワークサービスにアクセスできるようにしていきたい。」

ケネット内閣の各大臣には全員、すでに電子メールが接続されている。しかし一方で、あまりに膨大なアクセス量に対応しきれないという問題にも直面しているのが現実である。

③ ニューサウスウェールズ州政府がボランティア保護の特別立法措置

(5月8日付、9日付 オーストラリアAP通信)

ニューサウスウェールズ州は、先頃、州北部を襲った洪水に際し、人命救助や住民に対する道路の閉鎖状況、水位の変化等の情報を提供するなど大活躍をしたボランティアが、正規の職業を解雇されることのないよう特別立法を行った。これは、1994年に大規模な山火事があった際に制定された州緊急救助法に追加修正されるものである。これにより、今回の大洪水の援助のために自分の正規の職業を犠牲にして救助活動に参加していたボランティアの身分が一定期間保証されることになる。もし、雇用者がこの規定を遵守しなかった場合には、最高3千ドルの罰金が課されることになる。

④ クイーンズランド州で住民が自治体の分割を要求 (5月15日付 オーストラリアAP通信)

先に3つの自治体（ゴールドコースト、ウォリック、バーネット）の合併により規模を拡大したクイーンズランド州のゴールドコースト市で、分割して元の行政区域に戻すことの是非を問う住民投票が行われる可能性が出てきた。

クイーンズランド州ダイ・マックレイ地方自治大臣は、これらの地方自治体の分割を要求する請願書を受理しており、請願者数が住民投票を実施するのに法的に必要な全有権者数の10%を超えるものであるか現在、審査中であると語った。同大臣によれば請願書の署名の審査は、州の選挙管理委員会により推薦された人々によって行われ、同一人による署名の疑いが持たれるような場合には選挙管理委員会が再度審査する体制で進めているとのことである。

これらの地方自治体の合併は、ゴス前労働党政権の下、「経済的効率を高めること」をうたい文句に実行された。しかし、幾つかの地域では単に組織が大きくなり、住民との距離が遠くなっただけで、コストの削減にもつながっていないとの不満の声が多く聞かれてきた。

地方自治体の分割が実施されるためには、住民投票において合併前のそれぞれの行政区毎に、分割賛成の票が、過半数を占めなければならない。

⑤ 連邦政府が移民者への各種サービスの提供を取りやめ (5月17日付 オーストラリアAP通信)

連邦政府は、今後移民者への職業斡旋サービスをとりやめること及び移民者が福祉手当の受給資格を得るまでの期間をこれまでの6ヶ月から2年間へと延長することを発表した。ニューサウスウェールズ州政府ジョン・アクアリーナ教育訓練大臣は、キャンベラで行

われた全豪移民省大臣会議の中で次のように語った。「連邦政府が移民者に対するこれらのサービスの提供を取りやめれば、生活に困った移民者は必然的に州政府、あるいはボランティア団体に援助を求めてくる。これにより州政府とボランティア団体は、財政的に多大な重荷を背負うことになる。移民者の受入数が多い我が州は、これまでも移民者対策として、住宅の提供等、年間1億3千万ドルもの負担を強いられている。」

アクアリーナ大臣の発言を受けてフィリップ・ラドック連邦移民大臣は、新しく移民した者の身元引受人が亡くなったり、経済的基盤を失ったりといった特別の事情がある場合には、種々のサービスを提供することは必要である、としながらも基本的に連邦政府の新しい政策は推し進められるべきであると語っている。また同大臣は、移民者が特定地域に集中することに関する対策として、企業に対しても移民者を主要都市ばかりでなく、地方都市にも配属する等の協力を求めていくことを明らかにしている。連邦政府内では各地域の均衡をはかるため、地方都市への居住を希望する移民者については、優先的に移民を許可する案も検討されていると伝えられる。多文化政策人口研究所が先頃発表したところによれば、1994-95年度の州別の移住者定着率は、ニュー・サウス・ウェールズ州とビクトリア州の二つの州で全体の3分の2以上を占め、以下ケイーンズランド州15.1%、西オーストラリア州11.9%、南オーストラリア州4.3%、首都特別地域1.1%、タスマニア州0.6%となっており、特定地域に移民者が集中する傾向が顕著に表れている。

⑥ ボブ・カーNSW首相、連邦政府の推進する地方自治体の合併推進政策に反論（6月4日付 オーストラリアAP通信）

NSW州地方自治体協会の年次総会に出席したボブ・カーNSW首相は、連邦政府が地方自治体の合併を全国一律に推奨していることに関連して次のような異議を唱えた。

「地方自治体は、それぞれの地域に最も相等しい自治体のあり方について、よく知っており、連邦政府が全国一律の政策を推し進めるのは問題である。また、むやみな自治体の合併は就業の機会の減少と地域サービスの低下をもたらすだけである。都市周辺の地域では、公共部門及び公共部門を対象とする事業所での就業者が多く、無理な合併によって、その地域の経済は深刻な打撃を受けることになる。合併を推し進めるにあたっては、その地域に及ぼす経済的影響と社会的影響も考慮しなくてはならない。」

また、近々発表となる新年度の予算に関連し「NSW州が今後ますます成長を遂げていくには、都市地域と周辺地域の均衡ある発展を進めていくことが重要である。先頃も洪水や干ばつで厳しい経験をした地域もある。これらの地域での差し迫った課題は、その地方に住む若者の就職先の確保であり、それらの地域への積極的な支援が緊要だと考えている。」と新年度予算が地方の自治体の振興に重点を置いた予算となる見込みを強調した。

⑦ ジェネラル・マネージャーの高額な報酬（6月7日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

今週、ニューサウスウェールズ州ペイジ地方自治大臣は、州内の地方自治体に対しジェネラル・マネージャー（GM）の契約、特に報酬額のあり方について見直す意向のあることを表明した。これは、選挙によって選ばれる議員のもとで、行政運営の実務上の最高責任者であるGMの重要性を考慮し、その契約をより透明性のあるものにしようという意図が背景にある。

NSW州地方自治体協会（LGA of NSW）の調査によると州内で最も高額のGMの報酬額は、年間で201786ドルであり、この内には公用車の私的利用、老齢年金の支給に関する条項も含まれている。

ペイジ大臣は、「住民には、税金が有効に使われているかどうか知る権利がある。GMの給与の実態や契約の詳細についても、非公開としておく理由はない。GMの報酬について州政府が何らかの規制をする必要があるのか、また雇用契約に関しても一定の基準といったものを作成した方がよいのか調査させるつもりである。」と語っている。NSW州地方自治体協会によれば、雇用契約に基づくGM職の設置を義務づけた1993年の地方自治体法の改正以降GMの報酬は急上昇しており、改正前に比べてほぼ2倍になったとされる。

GMの多くは、報酬の増額は、雇用に期限が設定されたことへの見返りであり、雇用契約に州政府が関与することに反対している。上記協会のピーター・ウッズ会長は、雇用契約は、地方自治体とGMの責任でなされるべきものであるので、州政府が個人の契約内容にまで干渉することに、反対している。地方自治体の管理職により組織される自治体管理職協会IMM（Institute of Management）も、GMの契約内容に州政府が干渉することには反対の意向を示している。

⑧ 新年度予算案発表に向け連邦政府と州政府のかけ引きが本格化　州政府・地方自治体に対する物品税免除措置を廃止する連邦政府案に州政府反発（6月13日付 シドニーモーニングヘラルド、6月13日付 オーストラリアン）

連邦政府 P. コステロ大蔵大臣は、2年間で80億ドルの支出を削減し、経常的財政赤字を削減するため、これまで州政府、地方自治体に対して免除されていた物品税を新たに徴収する案を発表した。公用車購入の際の物品税については、上院の承認が得られればすぐにでも導入の予定であり、他の品目についても新年度予算の成立時には導入したいとしている。これが導入されれば、州政府は、来年度以降年間約12億ドルの負担を強いられることになる。一方連邦政府は、選挙前の公約通り国民に対する増税施策をとらずにすむ。

ビクトリア州ストックデール大蔵大臣は、「今回の連邦政府のやり方は、問題をすり替えているだけである。なぜ、州政府と地方自治体が連邦政府の赤字を肩代わりしなくては

いけないのか、この施策は実質的に国民に対して、増税していることと違いはない。」と
14日よりキャンベラで始まる州首相会議で連邦政府に対し予算案の修正を迫っていく意
向を示している。

⑨ 連邦政府今年度の移民政策の方針を発表（7月4日付 シドニーモーニング ヘラルド紙）

連邦政府ラドック移民担当大臣は、今年度の移民受け入れ総数を、昨年度の98,000人から86,000人に削減することを発表した。

カテゴリー別にみると、これまで移住受け入れ総数の約60%を占めてきた“家族呼び寄せ”が削減の中心（約23%減）となっており、今後のビザ発給の審査もより厳しくなることになった。“家族呼び寄せ”による移民者は、就労年齢を超えた親、子供、配偶者である場合が多く、入国後も長期失業者となり、社会的な負担になっているとの指摘がなされていました。これにより、家族の呼び寄せが遅れていた移民の中には、家族との再会が難しくなるケースも出てくる模様である。一方、高度な技術を持つ移民の受け入れ総数は、昨年度比で約18%増加させることになった。

今回発表となった方針は、国家財政の建て直しを図ることを目的に、財政改革に取り組むハワード連合与党政権の「オーストラリア経済にとって有益な人材を優先的に受け入れたい」との意図を強く反映したものである。しかし、“家族呼び寄せ”による移民は、これまで多民族国家オーストラリアの社会・文化面の進展の大きな特色であったことも明らかであり、国民の中には、今後の社会面、文化面への影響を懸念する向きもある。

⑩ 移民対象の英語学習クラスの閉講が相次ぐ（7月26日付 シドニーモーニ ングヘラルド）

成人移民の英語力向上を目標に実施されている英語学習クラスが非英語圏移民の占める割合が高いシドニー西部地区でも7月末で打ち切られることとなった。

これに対し、英語学習クラスの教師と受講者は、「英語能力が十分でない移民は、英語を学習する機会を奪われることによって、必然的に就労の機会を失うことになる」として、来週抗議運動を行う予定である。

移民対象の英語学習クラスを取り巻く環境について、NSW州教師連盟のウィックフィールド氏は、「連邦政府による補助金の削減が明らかになった今年の5月以降、シドニー周辺の自治体で実施されてきた移民対象の英語学習クラスの閉講が相次ぎ、2千人以上の受講者が自分の意志に反し、授業を受けられなくなった。昨年シドニー周辺で171あった移民対象英語学習クラスが今や40足らずにまで激減し、成人移民英語教育協会(Adult Migrant English Service)によって雇われていた35人の教師が職を失った」と説明する。

移民対象英語学習クラスへの補助金の削減を決定した、連邦政府ヴァンストン雇用・教育大臣は、「連邦政府による移民対象英語学習クラスへの補助金の凍結は、前労働党政権

時代の雇用問題対策への際限のない支出が要因となっている。現保守連合政権は、この穴埋めの為に、来年度予算から3万ドルもの補てんをしなければならない状況にある」と補助金の削減に至った経緯について説明している。

⑪ 総合経済改革の動向

(1) 州政府企業にも連邦商業慣行法を適用（7月22日付 オーストラリアン紙）

7月21日よりオーストラリアで進められている国の総合経済開発改革の一環として、これまで民間企業にのみ適用されてきた連邦商業慣行法(Commonwealth Trade Practice Act)が西オーストラリア州を除く全州と北部準州にも適用されることになった。これにより、これまで連邦商業慣行法の適用を除外されていた公営の電力、ガス水道の分野も規制対象に含まれることになった。

連邦商業慣行法は、日本の独占禁止法に相当するもので、競争原理を働かせることにより消費者に、低価格で質の良いサービスの提供を目的とするもの。また、これと併せて、今回の改革により州政府は、今後4年間に競争原理を導入するにあたって妨げとなっている法律や規制を見直さなければならず、これまで公営企業が独占してきた電気、ガス、水道等の分野に民間企業も同等の条件で参入できる環境をつくりあげなければならない。来年7月からは、法人がこの法律に違反した際には1千万ドル、個人経営者が違反した際には、50万ドルの罰金が課せられる。

商業慣行法の運用を監視するオーストラリア競争及び消費者保護委員会(ACCC)フィルス会長は、今回の改革について「経済の競争原理を働かせることは、効率性及びサービスの質の向上を図っていくうえで極めて重要である。これまで競争原理が働きにくかった公企業の分野にまで法の適応範囲がひろがったことは、経済の効率化と活性化を推進するうえで大きな前進である」と語っている。

(2) 医療分野にも連邦商業慣行法を適用（7月23日付 オーストラリアン紙）

総合経済改革の一環として、これまで連邦商業慣行法の適用を受けていなかった医療の分野にも競争原理が導入される。

これを受けて、オーストラリア医師会ブランド副会長は、昨日各病院に対し、今後各医師が診療費について協定を結ぶことは違法となり、罰金の対象となる旨通知するとともに、オーストラリア競争及び消費者保護委員会(ACCC)に対し、連邦商業慣行法が医師の診療に及ぼす影響について説明するよう求めた。また、オーストラリア私立病院協会カルマー事務局長は、病院間での診療報酬についての協定を認めている国民健康保険法(National Health Act)を盾に、医療分野の連邦商業慣行法からの適用除外を求めていく構えである。

これに対しオーストラリア消費者協会バン事務局長は、「これまで資格制度により、経済の競争原理から守られていた医療の分野においても、競争原理が働き、消費者が価格とサービスの面で恩恵を受けられようになることは、歓迎すべきことである」と語っている。

⑫ 州政府における総合経済改革への取り組み（8月1日付 オーストラリアン紙）

オーストラリアで進められている国の総合経済改革(Microeconomic Reform)の一環として現在、州及び準州政府は、公正な競争の障害となっている法律の見直し作業をすすめている。州政府のこの取り組みに対し連邦政府は、今後4年間に160億ドルの交付金を出すことを発表した。

昨年、各州政府は競争原理を妨げ、公共の利益を損なうと考えられる法律・規制をそれぞれ改正することに同意していた。これを受け各州及び準州は、競争原理を導入するにあたって妨げとなっている法律の洗い出し作業をすすめてきたが、このほど総数約1500件にものぼるその結果がまとまった。これにより競争を制限してきたすべての法律、規則が整理されることになり、これまで公企業が独占してきた電気、水道等の部門に民間企業からも同じ条件で参入できる環境が整備される。各州ごとにとりまとめられた件数をみると水道法、森林法、輸送部門での改革に焦点をあてたVIC州が441件で一番多く、次いでWA州242件、TAS州213件、NSW州190件、QLD州163件、SA州160件、NT準州92件の順となっている。

⑬ 連邦政府が地方自治体への交付金の増額を発表（8月14日付、オーストラリアン紙）

連邦政府スマス地方自治体大臣は、1996-97年度の全豪の地方自治体に対する交付金を今年度比4%増の12億1千1百万ドルとすることを発表した。この交付金は、各自治体が独自に使途を決定できる8億3千9百万ドル（今年度は8億7百万ドル）と地方道の整備にあてられるべき3億7千2百万ドル（今年度は3億5千8百万ドル）に分けられる。

今回の発表は、連邦政府が先頃、州政府への交付金を3年間で15億6千万ドル削減する方針を打ち出したのとは、対照的である。このことについて連邦政府スマス地方自治体大臣は、「連邦政府の財政状況がかなり厳しいことに変わりはない。今回の決定は、連邦政府が地域住民と直に接する地方自治体の果たす役割の重要性を十分に認識していることの現れである」と語っている。地方自治体への交付金の各州ごとの内訳は、次のとおり。

交付金各州内訳^{注1} (単位 ; A\$ million)

州名	NSW	VIC	QLD	WA	SA	TAS	ACT	NT	合計
交付額	392.2 (32.4)	285.5 (25.6)	222.9 (18.4)	137.6 (11.4)	88.6 (7.3)	41.6 (3.4)	26.0 (2.1)	16.9 (1.4)	1,211.3

^{注1} NSW : ニューサウスウェールズ州、VIC : ヴィクトリア州、QLD : クイーンズランド州、WA : ウエスタン(西)オーストラリア州、SA : サウス(南)オーストラリア州、TAS : タスマニア州
ACT : オーストラリアン・キャピタル・テリトリー(準州)、NT : ノーザン・テリトリー(準州)

連邦予算案の歳入及び歳出の概要

(単位 : A\$ billion)

歳 入 (前年度伸び率%)		歳 出 (前年度伸び率%)	
租税収入	個人所得税 65.9 (9.1)	社会福祉 51.4 (4.7)	
	法人税 19.7 (7.9)	保健医療 19.4 (4.2)	
	売上税 13.9 (7.2)	交付金 16.8 (21.7)	
	その他税 25.5 (3.1)	教育 11.1 (3.9)	
利子・配当等	5.1 (-3.2)		防衛 10.0 (0.2)
			その他 21.0 (2.4)
合 計 130.1 (7.0)		合 計	129.7 (2.4)
予算編成の前提となる経済見通し			
国内総生産 (GDP) の実質成長率 3.5%			
失業率 8.5%			
消費者物価指数(CPI) 上昇率 2.0%			
経常収支赤字額 200 億ドル			

表面上は、4 億ドルの黒字となっているが、資産売却等一時的なものを除外した基礎的収支では、56 億ドルの赤字となっている。

⑭ シドニー地域における高齢化社会への進行（8月19日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

昨日、NSW州政府は「NSW州の概況と将来の見通し」を発表した。これによると、1994年時に380万人だったシドニー地域の人口は、2021年には、450万人になると予想されている。その構成の中で注目されるのが65歳以上人口の急激な増加であり1991年の国勢調査で418,200人であったものが、2021年には、792,600人（対1991年比1.89倍、全人口に占める割合20%）となることが予想されている。一方、15歳以下の人口は、1991年時に751,600人であったものが、2021年には、微増の759,900人（1991年比1.01倍）にとどまることが予想されている。また、今後10年間での退職者数が新規就労者数を上回ることが確実視されており、急激な高齢化社会への進行が、地域に及ぼす影響が懸念されている。

⑮ 連邦政府、新年度予算案を発表（8月21日付 オーストラリアン紙、シドニーモーニングヘラルド紙）

8月20日連邦政府コステロ大蔵大臣は、1996/97年度予算案を明らかにした。今年3月には自由党・国民党連合政権に移って以来初めての予算案である。発表された内容は、先に示された今後2年間で財政支出を80億ドル削減する、という基本方針にほぼ沿ったものとなっており、97/98年度には、財政赤字を15億ドルまでに削減、98/99年度には財政収支の黒字転換（9億5千7百万ドル）を目指すものとなっている。今後は予算案の審議にうつるが、与党側は連邦下院では、絶対多数を占めているものの、上院では過半数に達しておらず審議の難航も予想される。

連邦予算案の歳入及び歳出の概要は次ページのとおりである。

⑯ 通信ケーブルに関する論議の中、自治体は課金を計画（9月10日付 シドニーモーニングヘラルド）

一部のシドニーの自治体は、電気通信事業者に対して、電話加入者一人につきA\$300の課金の賦課を計画している。

ピーター・ウッズNSW地方自治協会会長は、公有地を通る地下通信ケーブルや空中通信ケーブルに関しては、課金徴収が可能であるとする法的な助言を踏まえ、五つの自治体がその見積りを行っていることを明らかにした。

課金徴収により、年間数何百ドルの収入増が見込まれるが、結局のところこの課金は、テレビ視聴者や電話使用者である納税者が負担することになるであろう。

既に、シドニー近郊の多くの自治体が、電柱の建設に関して、電気通信事業者であるオプタス社やテレストラ社と契約を結んだが、新たな課金による增收はその契約額より大きく上回る額になることが見込まれている。

また、ピーターウッズ会長は、現在の試みが成功した場合、他の自治体も同様の課金制

度を取り入れることを推奨しており、今後この課金に関して更なる議論がなされるべきであるとしている。

⑯ 経済効率性が向上すれば地方自治体の合併は不要（9月11日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

ニューサウスウェールズ州の自治体は連邦政府から、経済効率性の向上か合併の推進かの選択を迫られている。

今年のはじめ、連邦政府スマス地方自治大臣は、今後自治体の一般交付金のうち、相当部分が、合併を条件とした交付金に切り替えられるとの方針を表明した。しかし、9月10日のシドニー北部の4つの地方自治体との会見では、これに触れず、もっぱら自治体の経済効率性の向上を指摘した。

派遣団の一人、ロバート・ダン・ピツウォーター市長は会見後、次のように語った。
「スマス大臣は、自治体が各地域で事務の共同処理を推進していくことを強調した。また、合併が非常にデリケートな問題であることをよく認識している。自治体は州の創造物であるのだから、連邦から合併を強制されることはない。スマス大臣は、自治体による既存の効率化推進策に対して好意を示したが、まだ更なる対応の必要性を提示した。」

⑰ 旅行業界が自治体の観光資源政策につき警告（9月11日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

シドニー近郊の地方自治体では、観光開発の資金提供を受けるために、開発計画に関する規制権限を奪われるおそれがでてきている。

観光特別委員会の主要役員であり、対連邦ロビインググループの一員であるクリス・ブラウン氏はNSW州地方自治体の年次総会で以下のように述べた。

「自治体の規制が観光業界の発展を妨げている。自治体が観光開発にもっと積極的な施策を採らなければ、州や連邦政府が自治体のかわりに施策を実施していくであろう。特に、マンリー市とウエイバリー市は、観光に消極的な態度を探っている。この消極的な態度によって、観光業界は被害を被っている。

必要な施設提供なしに、観光業を発展させていくことは不可能であり、自治体や納税者もまた、利益を得られない。観光業により、60万人以上のオーストラリア人が雇用され、年間14百万ドルの輸出にも貢献している。もし、自治体が重要なインフラ整備に門戸を閉ざし続けるなら、それに上級官庁が介入するだろう。

観光資源を維持するため、自治体が特別に政府の資金援助を受けることになったのであるから、開発に対して責任ある態度を取らなくてはならない。」

ブラウン氏のコメントはマンリーの市長から激しく批判されており、彼らは自治体が観光産業の発展を妨害していることを次のように否定している。

「マンリー市は観光客を歓迎しているが、問題は、我々が観光インフラへの資金提供を

期待されていることがある。マンリー市は観光に立脚しているが、それは乱開発を受け入れることを意味しない。」

ウエイバリー市長のバーバラ氏はブラウン氏の発言をばかばかしいとし、以下のように述べた。

「もし自治体に資金がなければ、自治体に観光インフラの整備を期待することはできない。昨週の悲しい殺人（ボンダイビーチでイギリス人観光客がオーストラリア青年との諍いで死亡）の再発を防止する観点からも、ボンダイ海岸のような地域は観光インフラの水準維持に努めなければならない。しかし、なぜ資金提供を受ける代償として観光開発に関する権限を奪われなければならないのか。」

CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第13号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第12号	国連会議「ハビタットⅡ」報告	1996/10/31
第11号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第10号	地方分権に関する法の概念～フランスにおける地方分権化の主眼と今後の展望～	1996/7/31
第 9号	プロポジション187～米国カリフォルニア州における不法移民問題～	1996/4/30
第 8号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 7号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 6号	米国の移民問題	1996/2/15
第 5号	英国の地方財政 その未来～ロンドン大学T. トーラバース教授 講演～	1996/1/18
第 4号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 3号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 2号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 1号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30